第３次中野市地域福祉計画

（2019 年度～ 2023 年度）

中野市

第３次中野市地域福祉計画

（2019年度～2023年度）

中野市

地域のみんなが主人公

―生き生きと暮らせる地域の実現を目指して―

中野市は、北信濃の美しい自然に恵まれた、伝統に培われた地域です。

だれもが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らしていけるようにと、中野市の福祉の方向を示した「中野市地域福祉計画」を平成17 年３月に「地域のみんなが主人公」を基本理念として策定し、第１次及び第２次地域福祉計画の推進に努めてまいりました。

地域福祉の分野における課題は、少子高齢化が急速に進行し、核家族化や単身世帯の増加、地域社会の希薄化等の社会の変化を背景にして、社会的孤立、生活困窮者、ひきこもり、災害対応等多様化かつ複雑化しており、分野にまたがった横断的な対応が必要とされています。

これからは、制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会『地域共生社会』の実現を目指しています。

そのためにも市民の皆様と思いを一つにして、協働で取り組まなければなりません。

今後は、地域住民の皆様との協働を進めながら多様な主体とともに地域の課題を解決していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力お願いいたします。

計画の策定にあたりまして、ご協力いただいた関係の皆様方や市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成31年３月

中野市長　　池　田　　茂

目　次

序　章　計画策定の趣旨…… 1
1　計画策定の背景と策定の趣旨…… 1
2　計画の位置づけ…… 2
第１章　現状と課題…… 8
1　中野市の現状…… 8
（1）人口・世帯の状況 …… 8
（2）年齢区分別人口構成 …… 9
（3）通勤・通学流動 ……10
2　市民等の意識……12
第２章　総　　論……18
1　計画の基本理念……18
2　計画の目的……18
（1）健康で安心して生活のできるまちづくり（誰もが安心して暮らせる地域に）……18
（2）福祉行政等サービスの充実（必要な人が必要なときに、必要なサービスを）……18
（3）ボランティアの推進（ともに助けあい支えあう地域に）……18
（4）人権教育の推進（人としての尊厳を大切に）……18
3　計画の基本的な考え方……19
（1）計画の基本的な考え方 ……19
（2）計画策定の過程 ……19
4　施策の体系……20
5　計画の目標年度……21
6　地域の範囲・単位……21
7　福祉の担い手……22
第３章　地域福祉推進のために……23
1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項……23
1－1　中野市における福祉サービスの課題……23
（1）様々な課題 ……23
（2）地域福祉の観点からみた重要課題 ……23
1－2　福祉課題の解決・達成のための戦略……24
（1）要援護者の把握・対策の充実 ……25
（2）相談支援体制の充実 ……25
（3）必要なサービスの提供 ……26
（4）自立・自助努力、支えあい ……26
（5）課題の解決のために ……27

（６）新しい課題に対応した体制づくり ……27
１－３　成年後見制度に基づく権利擁護（中野市成年後見制度利用促進基本計画）……30
２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項……33
２－１　様々な事業者の社会福祉への参加促進……33
２－２　福祉ボランティアの育成……33
２－３　公的サービスとの連携……33
３　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項……34
３－１　地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動への参加の重要性……34
３－２　地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動参加の促進……34
３－３　福祉ボランティア活動に対する危険回避……35
４　地域福祉事業の推進に関する事項……35
第４章　地域福祉推進の主体・社会福祉協議会……37
１　中野市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会……37
２　ボランティア団体や個人ボランティアの育成……37
３　交通弱者対策……37
第５章　既存福祉計画と福祉施策……40
１　子ども子育て……40
（１）中野市子ども・子育て支援事業計画 ……40
（２）児童福祉施策 ……43
２　障がい者福祉……45
（１）障がい者計画（考え方）……45
（２）障がい者計画（施策体系）……47
３　高齢者福祉・介護保険……48
（１）中野市老人福祉計画・介護保険事業計画 ……48
（２）地域包括ケアシステムの構築・推進事業 ……50
（３）生きがいづくり・社会参加の支援事業 ……50
（４）介護保険事業 ……51
第６章　市民の意識や活動……54
１　意識調査結果……54
（１）意識調査の概要 ……54
（２）意識調査結果 ……55
中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要領……85
中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会名簿……86

序　章　計画策定の趣旨

1　計画策定の背景と策定の趣旨

中野市は、社会福祉法第107条の規定に基づき、平成19年度に第１次地域福祉計画を、平成26年度には第２次地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進してきました。しかし、これらの計画策定時に課題とされた少子高齢化、人口減少、核家族化、単身世帯の増加などは依然として進行しており、人と人とのつながりの希薄化、地域の力の弱まりなどをふまえ、一層の地域や関係機関との連携強化を図り福祉推進することが求められます。

さらに近年は、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居する世帯、いわゆる「８０５０（はちまるごーまる）問題」や、介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯などが複合化することによる喫緊の課題に対し、早急な対応が望まれています。

国は、福祉をめぐる課題には、①制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的なもの、②制度の狭間に存在するもの、③社会的孤立※1・社会的排除※2によるもの、④福祉を支える者と受ける者が固定化していること、⑤地域のつながりの弱体化、⑥地域の持続可能性の危機、を挙げています。

平成28年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。これは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されています。

この地域共生社会を実現するためには、社会において、支える側と受ける側に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

中野市の第３次地域福祉計画は、これら国等の施策や第２次の計画策定以降に改正又は新たに制定された法律の方向性を計画策定の視点とし、本市の現状と第２次地域福祉計画の評価結果、市民や福祉関係団体等の意見も踏まえ策定しました。

※１　社会的孤立：虐待等の被害者、不登校や引きこもり、頼る人がいない高齢者など社会的に弱い立場の人が孤立すること。
※２　社会的排除：本人の意思や能力で評価されず、出身、特徴などの属性で不当に評価されること。

2　計画の位置づけ

中野市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている計画で、中野市総合計画（基本構想・後期基本計画）に整合するものとして、行政と福祉サービス提供者と地域住民とが一体となり、中野市の地域福祉を進めようとする指針となるものです。

◆社会福祉法（抜粋）

第４条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第５条（福祉サービスの提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を充分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第６条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第２条第４項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、本市における位置づけや、自助・共助・公助等の考え方については次のようになります。

◆計画の位置づけ

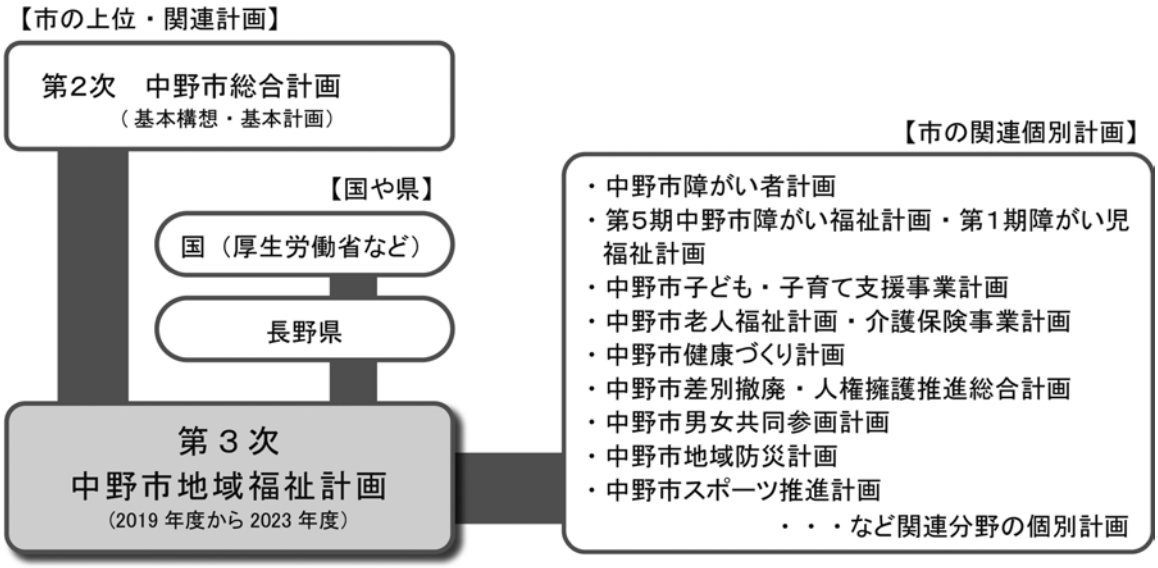

◆自助・共助・公助からなる地域福祉の捉え方

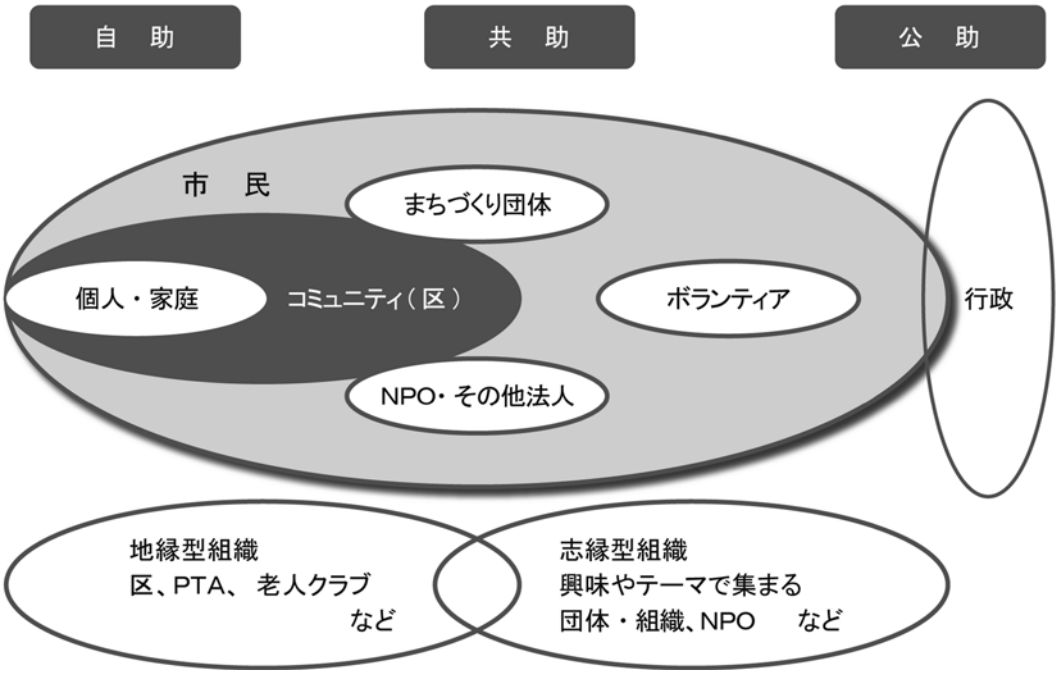

※「自助」……住民一人ひとりの努力

※「共助」……住民同士の相互扶助

※「公助」……公的な制度

◆「中野市総合計画（基本構想）」における体系

市の最上位計画である「中野市総合計画（基本構想）」では、全体の将来像から、地域福祉関連分野の構想まで、次のように体系化されています。

都市像：

「緑豊かなふるさと　文化が香る元気なまち」

地域福祉関連分野の概要

第２編　前期基本計画

第２章　施策の展開

◆基本政策１　未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり
（子育て・学校教育）

- 政策１−01　健やかに産み育てる環境の整備
- 政策１−02　子育て支援の推進
- 政策１−03　学校教育の充実
- 政策１−04　子どもの健全な育成の推進

◆基本政策２　支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり
（健康・福祉）

- 政策２−01　健康長寿のまちづくり
- 政策２−02　地域医療体制の充実
- 政策２−03　地域が支えあう福祉体制の確立

◆基本政策６　市民参加と協働のまちづくり
（協働・行政経営）

- 政策６−01　コミュニティ活動・市民活動
- 政策６−02　男女共同参画、人権・平和尊重社会の形成
- 政策６−03　情報発信力の強化
- 政策６−04　ICT活用の推進
- 政策６−05　広域行政の推進
- 政策６−06　成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進
- 政策６−07　持続可能な財政運営の推進

このほか、各関連分野の基本計画のなかで、地域福祉関連施策が位置づけられています。

◆中野市総合計画（基本構想・前期基本計画）（抜粋）

第２編　前期基本計画

第２章　施策の展開

基本政策１　未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり（子育て・学校教育）

政策１－01　健やかに産み育てる環境の整備

政策目標：将来を担う子どもたちが健やかに生まれ、安心して家庭や地域で子育て・子育ちができる環境の実現をめざします。

施策１－01－01　めぐりあいと絆を結ぶ結婚支援

施策１－01－02　希望をかなえる妊娠・出産支援

施策１－01－03　子どもと母親への健康支援

施策１－01－04　家族全員による子育て活動の推進

政策１－02　子育て支援の推進

政策目標：次世代を担う子どもを、地域の中で安心して産み育てる良質な環境を整えることで、子どもの健やかな成長と、子育て家庭にとって魅力のあるまちづくりをめざします。

施策１－02－01　子育て支援策の充実

施策１－02－02　経済的支援の充実

施策１－02－03　多様な保育サービスの提供

政策１－03　学校教育の充実

政策目標：子どもたちがものや人とかかわりながら意欲を持って学び、ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる教育環境の充実に努めます。

施策１－03－01　小中学校教育の充実

政策１－04　子どもの健全な育成の推進

政策目標：子どもの健やかな成長を社会全体で支える仕組みを整備し、自立した、ふるさとへの愛着と豊かな人間性と主体的な判断をもつ子どもを育みます。

施策１－04－01　青少年健全育成の推進

施策１－04－02　子どもの心と身体の健康づくり

基本政策２　支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり（健康・福祉）

政策２－01　健康長寿のまちづくり

政策目標：健康づくりと疾病の予防、早期発見、適切な治療による疾病の重病化予防のさらなる取り組みを推進し、平均寿命と健康寿命の差を少なくし、全ての市民がさらに充実した人生を送ることができる「健康寿命のまち」をめざします。

施策２－01－01　健康寿命の延伸

施策２－01－02　疾病予防の推進

施策２－01－03　心の健康づくりの推進

施策２－01－04　食育の推進

施策２－01－05　高齢者の生活支援

施策２－01－06　高齢者の生きがいづくり

施策２－01－07　介護予防と自立生活の支援

政策２－02　地域医療体制の充実

政策目標：市民が必要なとき必要な医療を受けられるよう、疾病の段階に応じて最も適切な医療が提供できる地域医療体制を整備するとともに、医療機関の機能強化や連携の充実・強化、保険・医療従事者の確保をめざします。

施策２－02－01　医療体制の整備、充実

施策２－02－02　医師確保対策

施策２－02－03　医療保険制度の運用

政策２－03　地域が支えあう福祉体制の確立

政策目標：公的な福祉制度の充実とともに、地域住民自らが地域福祉活動に参画し、活動できる地域社会の構築をめざします。

施策２－03－01　自立した生活支援

施策２－03－02　障がい者福祉の充実

基本政策６　市民参加と協働のまちづくり（協働・行政経営）

政策６－01　コミュニティ活動・市民活動

政策目標：地域自治の強化や市民協働の推進により、地域の課題の解決に自ら取り組む「地域力」の高いまちづくりをめざします。

施策６－01－01　地域コミュニティ活動の推進

施策６－01－02　市民活動団体の促進

政策６－02　男女共同参画、人権・平和尊重社会の形成

政策目標：市民の男女共同参画を高め、性別にかかわりなく、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざします。

施策６－02－01　男女共同参画の推進

施策６－02－02　人権・平和が尊重される明るいまちづくり

政策６－03　情報発信力の強化

政策目標：市民と行政の良好なコミュニケーションと信頼関係に基づくまちづくりを進めるた

め、行政経営に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化を図ります。また、中野市の魅力を発信することで、定住・交流人口の増加や農業、観光、商工業などの振興を図ります。

施策６－03－01　広報広聴活動

政策６－04　ＩＣＴ活用の推進

政策目標：情報発信手段やコミュニケーション手段の多様化等、ＩＣＴの進展に伴い、市民生活の利便性・快適性の向上や行政運営の効率化・高度化を図るため、幅広い分野でＩＣＴの活用を推進します。また、情報セキュリティの向上を図ります。

施策６－04－01　地域情報化の推進

政策６－05　広域行政の推進

政策目標：持続可能な行財政運営を図るため、広域連合などによる事務の共同処理や他の自治体との広域連携の推進により、市民サービスの維持や効率化をめざします。

施策６－05－01　圏域（地域）の将来を見据えた、近隣市町村との連携

政策６－06　成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

政策目標：満足度が高く、質の高い行政サービスを提供するため、成果重視の戦略的な行政経営をめざします。

施策６－06－01　戦略的な行政経営の推進

施策６－06－02　職員の能力向上

政策６－07　持続可能な財政運営の推進

政策目標：質の高い行政サービスを提供するため、人口減少や経済情勢の変化に対応した、計画的で持続可能な財政運営をめざします。

施策６－07－01　計画的な財政運営

施策６－07－02　財政基盤の充実

施策６－07－03　市税の適切な賦課徴取

施策６－07－04　公共施設の効果的・効率的な運営

第１章　現状と課題

１　中野市の現状

（１）人口・世帯の状況

緩やかに減少する人口、１世帯あたりの人口も減少

本市の総人口は、平成12年をピークに毎年200人前後の人口が減少しています。中野市総合計画で推計した推計数字よりも減少率が多く推移している現状です。

また、世帯数については、一貫した増加傾向にあり、１世帯あたりの人口は減少傾向となっています。

◆人口・世帯

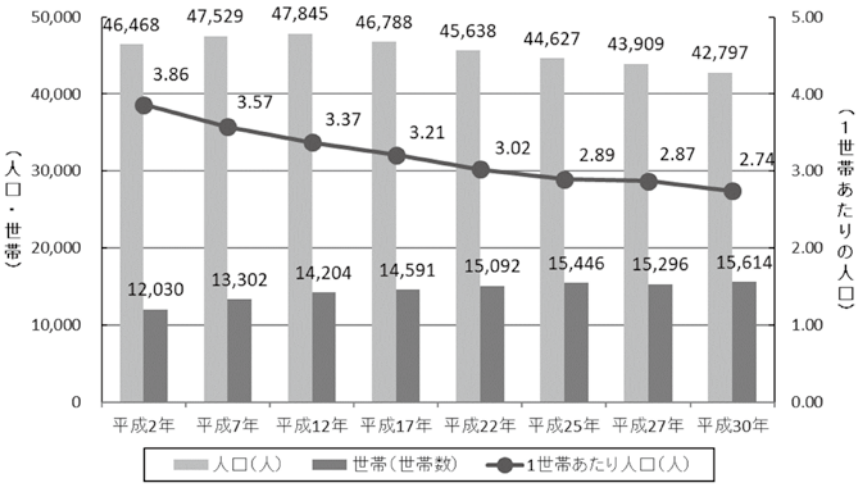

◆推計人口と実績値の比較

		人口（人）	世帯（世帯数）	１世帯あたり人口（人）
中野市	平成２年	46,468	12,030	3.86
	平成７年	47,529	13,302	3.57
	平成12年	47,845	14,204	3.37
	平成17年	46,788	14,591	3.21
	平成22年	45,638	15,092	3.02
	平成25年	44,627	15,446	2.89
	平成27年	43,909	15,296	2.87
	平成30年	42,797	15,614	2.74
長野県	平成25年	2,120,406	808,081	2.62
	平成27年	2,098,804	805,279	2.61
	平成30年	2,063,865	824,314	2.50

（各年10月１日現在）
資料：国勢調査（Ｈ２～H27）、長野県毎月人口異動調査（H30）

	中野市総合計画掲載の実績・目標値
平成12年	47,845（実績値）
平成17年	46,788（実績値）
平成22年	45,638（実績値）
平成25年	44,627（実績値）
平成28年	43,530（実績値）
平成29年（2017年）	43,142（実績値）
2025年	41,000（目標値）
2040年	37,500（目標値）

資料：中野市総合計画、長野県毎月人口異動調査

（2）年齢区分別人口構成

進む少子高齢化、地域の担い手確保が難しい時代に

本市の人口を年齢区分別にみると、年少人口比率及び高齢者人口比率の増加傾向が見られ、少子高齢化が進みつつある状況となっています。また、平成25年の長野県値と比較すると、概ね同等の水準となっています。

◆年齢区分別人口構造

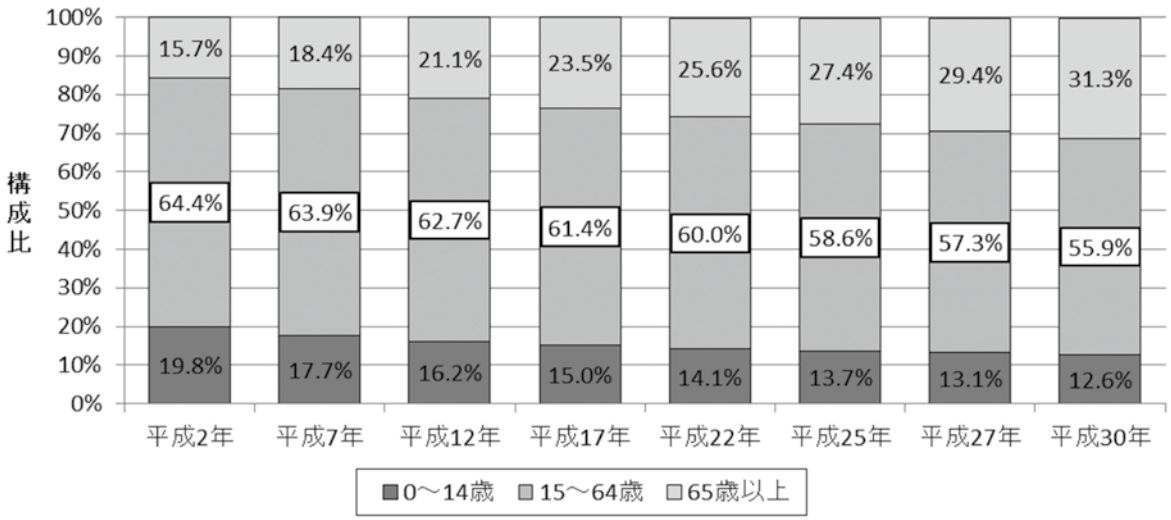

◆年齢区分別人口構造

		総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
中野市	平成２年	46,468（100%）	9,220（19.8%）	29,937（64.4%）	7,311（15.7%）
	平成７年	47,529（100%）	8,401（17.7%）	30,384（63.9%）	8,744（18.4%）
	平成12年	47,845（100%）	7,768（16.2%）	29,976（62.7%）	10,101（21.1%）
	平成17年	46,788（100%）	7,031（15.0%）	28,743（61.4%）	11,014（23.5%）
	平成22年	45,638（100%）	6,450（14.1%）	27,381（60.0%）	11,700（25.6%）
	平成25年	44,627（100%）	6,104（13.7%）	26,166（58.6%）	12,250（27.4%）
	平成27年	43,909（100%）	5,770（13.1%）	25,155（57.3%）	12,910（29.4%）
	平成30年	42,797（100%）	5,408（12.6%）	23,920（55.9%）	13,395（31.3%）
長野県	平成25年	2,120,406（100%）	282,618（13.3%）	1,233,249（58.2%）	598,816（28.2%）
	平成27年	2,098,804（100%）	269,752（12.9%）	1,186,865（56.5%）	626,085（29.8%）
	平成30年	2,063,865（100%）	254,563（12.4%）	1,147,903（56.1%）	645,297（31.5%）

注）（　）内は構成比　　資料：中野市の統計、長野県毎月人口異動調査

市区町村	年	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上
中野市	2015年	43,909（100.0%）	5,770（13.1%）	25,196（57.4%）	12,943（29.5%）
	2020年	41,930（100.0%）	5,192（12.4%）	23,226（55.4%）	13,512（32.2%）
	2025年	39,814（100.0%）	4,658（11.7%）	21,563（54.2%）	13,593（34.1%）
	2030年	37,637（100.0%）	4,189（11.1%）	19,958（53.0%）	13,490（35.8%）
	2035年	35,395（100.0%）	3,781（10.7%）	18,267（51.6%）	13,347（37.7%）
	2040年	33,022（100.0%）	3,466（10.5%）	16,302（49.4%）	13,254（40.1%）
	2045年	30,608（100.0%）	3,161（10.3%）	14,638（47.8%）	12,809（41.8%）

注）（　）内は構成比　　資料：国立社会保障・人口問題研究所

（３）通勤・通学流動

15歳以上市民の３割は従業・通学で市外へ
福祉活動に生み出す時間をどう確保するかも課題の一つ

地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる市民がどのように暮らし、生活しているかの現状を見ることもまた、大切なことです。

ここでは、市民の日常的な生活圏（生活上の動き･広がり）を見るため、国勢調査による従業先、通学先の資料を掲載しています。市内に常住する（市民）15歳以上の人のうち、市内で従業・通学するのは７割近くとなっています。市外の従業・通学先はほとんどが長野県内で、特に長野市との結びつきが強くなっています。また、市内で従業・通学する15歳以上の人の居住地については、市内居住者は７割近く、市外居住者が約３割となっています。市外からの従業・通学者の居住地として多いのは、長野市、須坂市、飯山市などとなっています。

こうした傾向を地域福祉の視点で捉えると、７割程度を占める地元従業・通学者は、地域に関わる時間が多く取りやすいのに対し、３割の市外従業・通学者は、地域とのつながりが比較的希薄になりがちとも見ることができます。

地域に根ざした福祉活動を行ううえでは、従業や通学地にかかわらず、より多くの市民の参加を促していくことが大切であり、交通網の充実・発達等で生活圏が拡大するなかにあっても、地域に関心を持ったり、気軽に活動することのできる地域福祉環境づくりが、今後は、より重要になると考えられます。

◆通勤・通学の動き（15歳以上）

〔実数〕

常住地による従業・通学先（流出先）				従業地・通学地による常住地（流入元）			
	総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者		総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者
市内に常住する就業者・通学者	26,583	24,618	1,965	市内で就業・通学する人	25,969	24,291	1,678
市内で従業・通学	18,049	17,035	1,014	市内に常住	18,049	17,035	1,014
自宅	5,672	5,672	－	自宅	5,672	5,672	－
自宅外	12,377	11,363	1,014	自宅外	12,377	11,363	1,014
市外で従業・通学	8,427	7,489	938	市外に常住	7,785	7,136	649
県内	8,216	7,375	859	県内	7,663	7,014	649
長野市	3,858	3,368	490	長野市	2,150	2,065	85
須坂市	1,352	1,175	177	須坂市	1,212	981	231
飯山市	1,176	1,049	127	飯山市	1,104	1,081	23
小布施町	332	332	－	小布施町	636	539	97
高山村	135	135	－	高山村	186	146	40
山ノ内町	736	736	－	山ノ内町	1,448	1,297	151
木島平村	139	124	15	木島平村	289	278	11
野沢温泉村	43	43	－	野沢温泉村	98	94	4
信濃町	78	78	－	信濃町	116	115	1
飯綱町	129	128	1	飯綱町	271	265	6
県外	183	106	77	県外	122	122	－

〔構成比〕

常住地による従業・通学先（流出先）				従業地・通学地による常住地（流入元）			
	総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者		総数	15歳以上就業者	15歳以上通学者
市内に常住する就業者・通学者	100%	100%	100%	市内で就業・通学する人	100%	100%	100%
市内で従業・通学	67.9%	69.2%	51.6%	市内に常住	69.5%	70.1%	60.4%
自宅	21.3%	23.0%	－	自宅	21.8%	23.4%	－
自宅外	46.6%	46.2%	51.6%	自宅外	47.7%	46.8%	60.4%
市外で従業・通学	31.7%	30.4%	47.7%	市外に常住	30.0%	29.4%	38.7%
県内	30.9%	30.0%	43.7%	県内	29.5%	28.9%	38.7%
長野市	14.5%	13.7%	24.9%	長野市	8.3%	8.5%	5.1%
須坂市	5.1%	4.8%	9.0%	須坂市	4.7%	4.0%	13.8%
飯山市	4.4%	4.3%	6.5%	飯山市	4.3%	4.5%	1.4%
小布施町	1.2%	1.3%	－	小布施町	2.4%	2.2%	5.8%
高山村	0.5%	0.5%	－	高山村	0.7%	0.6%	2.4%
山ノ内町	2.8%	3.0%	－	山ノ内町	5.6%	5.3%	9.0%
木島平村	0.5%	0.5%	0.8%	木島平村	1.1%	1.1%	0.7%
野沢温泉村	0.2%	0.2%	－	野沢温泉村	0.4%	0.4%	0.2%
信濃町	0.3%	0.3%	－	信濃町	0.4%	0.5%	0.1%
飯綱町	0.5%	0.5%	0.1%	飯綱町	1.0%	1.1%	0.4%
県外	0.7%	0.4%	3.9%	県外	0.5%	0.5%	－

注）県内は100人以上の動きがある自治体を表示　　資料：平成27年国勢調査

2　市民等の意識

本計画の策定にあたり、民生児童委員（前任者）を対象としたアンケート調査を実施しています。調査の概要や結果については、巻末の資料編に掲載しており、ここでは、調査結果から見られる特徴等を整理します。

（下記の各テーマについては、調査の設問番号と対応しています。）

ご自身の状況

●テーマ１　性別

男性の回答者数は61人、女性の回答者数は60人でした。

●テーマ２　近所付きあい

「顔が会えば立ち話をする程度」の方が多く、比較的緩やかな付き合いの方が主となっています。反対に、「近所付き合いはあまりない」方はほとんどおらず、多くの方がなんらかの形で近隣とのつながりを持ち得ている状況にあると考えられます。

●テーマ３　地域生活についての考え方

「地域住民が助け合い、協力して住みやすい地域をつくることが望ましい（共助・互助的）」と考える方が多く、自助や公助といった考え方に比べ、共助・互助といった考え方を尊重する傾向が強くなっています。また、「１．自分（家族）でできることは自分でやることが望ましい」が次いで多く、自助に強い意志が示されています。

●テーマ４　地域行事等への参加状況

「都合が合えば参加している」方が多く、「積極的に参加している」方も比較的多い状況にあります。

●テーマ５　地域のつながりの希薄化について

「これ以上希薄になっては困る」と考える方が多い一方で、「時代の流れで仕方がない」と考える方もこれに匹敵する多い割合を占めています。現状のつながりを維持することが大切と考える方が多い一方で、時代に合ったつながりのあり方を考えていく必要性も高まっていると考えられます。

●テーマ６　今後も住み続けたいか

「住み続けたい」と考える方が非常に多くなっています。

福祉に対する考え方

●テーマ７　適切な福祉サービス提供に重要なこと

「福祉サービスに関する相談体制や介護のケアマネジメントを充実させる」が多く、「福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる」や「福祉サービスに関する情報を提供する」もこれに次いで多くなっています。

サービスそのものよりも、相談やマネジメントといった周辺サービス・体制に関するニーズが高まっているのが特徴的であるとともに、費用等の経済的な面、情報提供など、様々な面での充実が求められている状況があらわれています。

また、前回調査も同様である一方、保健事業の充実、事業所数や設備充実に対する意見の増加傾向がありました。

少子高齢化について

●テーマ８　少子化の原因について

「結婚･出産に対する価値観の変化」が主な原因として考えられています。また、これに次いで「仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていなかったこと」も多く挙がっており、世代的な意識の変遷、並びに社会経済的な変化が少子化の主な要因として捉えられています。

社会全体の価値観・生活に対する余裕感の低下、再就職支援の強化が考えられます。

婚活について

●テーマ９　結婚行動の変化について

「本人の意志であるため関わる必要はない」が最も多く、「友達等が積極的に結婚するようかかわること」「市等行政が積極的に婚活事業等を開催すること」「親、親戚等が積極的に結婚するようかかわること」などの意見がみられました。結婚しない人へのアプローチとして、学校教育などの早い段階で結婚に前向きな姿勢を育成するため「婚育」教育などの必要性が高いと考えられています。

市の対応可能な範囲で、環境づくりを望む意見があります。

高齢期や日常生活について

●テーマ10　高齢期の過ごし方

「収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい」「趣味や余暇を楽しみたい」が最も多くなっています。社会参加・仕事参加など、家から外に出て活動する意義に関する意見が約半数ありました。

●テーマ11　将来への不安や悩み

「自分の健康に関すること」が非常に多く挙がり、次いで「収入や家計に関すること」となっています。健康や収入・家計といった面に不安要素を感じる方が多くなっています。

前回調査と比較し、収入などへの不安感、相対的な福祉・保健サービス意見数の減少がみられ、福祉・保健サービスの不安感よりも、現実的な日々の生活維持に対する不安感増大が見られます。

情報について

●テーマ12　市福祉情報の入手方法

「市役所の広報紙」が最も多く、「市や社会福祉協議会の広報・パンフレット」がこれに次いで多くなっています。各種窓口や新聞・テレビといったものは比較的少なく、市等の書面・書物が情報源として使われている状況となっています。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した周知が望まれます。

介護が必要になった場合について

●テーマ13　介護が必要になった場合の対応希望

「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が非常に多く、次いで「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」「できれば福祉施設で介護してもらいたい」の順で続いています。

身近な家族が介護に関わることを希望する方が多い一方、福祉施設を希望する方は比較的少数にとどまっています。

●テーマ14　一人暮らし高齢者の相談先

「子ども、兄妹等親族」が多くなっています。次いで「民生委員や区の役員」「市役所、行政」の順で続いています。「隣近所の住民」を挙げる方はわずかな割合にとどまっており、近隣での相談ではなく、親族や民生委員等への相談が一般的になるだろうと考えられています。

地域福祉への取り組み方

●テーマ15　地域福祉の充実に向け必要なこと

「住民が福祉に関心をもち､福祉のまちづくりの一員であることを意識すること｣が最も多いほか、「住民どうしが支えあい、助けあいを行う活動を活発にすること」も比較的多くなっています。住民どうしの共助が地域福祉の基本的なことがらとして捉えられているとともに、市民一人ひとりの意識として、福祉への関心、啓発が必要と考えられています。

●テーマ16　高齢者が住みよいまちづくりに向けて

「通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実」が最も多く、次いで「地区などを単位とする地域の支えあい活動の充実」「保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実」の順で続いています。

日常生活を送るうえでの支援サービスの必要性が高いと考えられており、地域の支えあいや情報提供、相談機能の充実など、多様な福祉ニーズが挙がっています。

●テーマ17　障がいのある方が住みよいまちづくりに向けて

「障がいのある方の雇用の促進や就労の場の確保」が最も多く、次いで「区などを単位とする地域の支え合い活動の充実」「災害時における障がいのある方への地域の支援体制」となっています。

雇用・就労が最も多い一方、経済面や情報・相談、支え合いなど、回答は幅広い分野に及んでおり、きめ細かい多様な対応が求められている状況にあります。

前回調査と比較し、市民に対する、日常的及び発災時の地域支援の組織強化、障がいのある方への支援に関する教育や交流・広報などの充実に対する意見が増加しました。

●テーマ18　子育てしやすいまちづくりに向けて

「子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備」が最も多く、次いで「地域ぐるみで子どもの成長と子育てを支える環境の整備」となっています。

仕事との両立が多く挙がる一方、地域ぐるみの環境面、母子保健、放課後支援をはじめ、多様なニーズが挙がっており、子育て環境づくりや少子化対策について、複合的な取り組みが必要との認識があらわれる結果となっています。

前回調査と比較し、雇用環境整備、子育て支援環境整備、母子保健への安心感の向上に関する意見が増加しており、安定した子育てに対する環境づくりに関する取り組みが望まれます。

●テーマ19　近隣住民の助けあう活動について

最も多い回答は、「日常の見守り、安否の確認や報告」であり、次いで「雪かき」「災害時の避難誘導･支援、安否確認や報告」「話し相手」の順で続いています。日常生活の安心･安全の確保から、話し相手、災害対応、力仕事である雪かきまで、多様なニーズが挙がっており、生涯を通じて地域で暮らしていくための様々な課題にどのように対応していくかが問われていると言えます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

●テーマ20　不便に感じていること

最も多い回答は、「買物する場所が遠く高齢になり車に乗れなくなった場合」であり、次いで「子どもの減少」「高齢世帯が多く、区等の役員の成り手がいない」となっています。

道路等の除雪や認知症対策等、多様な回答が挙がっているものの、日常生活の交通の確保に大きな不安を感じていることがわかります。

前回調査と比較し、地区の担い手不足、交通利便性の意見が増えています。

ボランティア活動、福祉教育について

●テーマ21　ボランティア活動への参加条件について

最も多い回答は、「自分に合った時間や内容の活動であれば参加しやすい」であり、次いで「自分の仕事や特技を活かせれば参加しやすい」となっています。

時間や内容等、個々人の状況に合わせた参加状況であることが参加への第一歩として捉えられています。また、仕事や特技などの特徴を活かすことも、これからのボランティア推進方策として重視されています。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

●テーマ22　ボランティア活動の活性化に向け必要なこと

最も多い回答は、「誰でも気軽に参加できるような内容の活動」であり、次いで「情報をわかりやすく提供すること」となっています。

気軽な参加がまず必要であるとともに、情報を幅広く、親しみやすい形で提供することが必要との認識が示されており、ボランティアの輪を広げるための方策として、取り組んでいく必要性が認識できます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

●テーマ23　福祉教育について

最も多い回答は、「地域の活動などを通じて学ぶ」であり、次いで「学校教育の中で学ぶ」「家庭の中で親から学ぶ」の順で続いています。

福祉を学ぶ場や機会としては、地域が最も重視されています。学校教育や家庭もこれに次いで多いものの、地域が福祉教育の主要な機会として、力を発揮すべき場であると考えられており、今後の福祉教育充実の方向性としても踏まえていく必要があると考えられます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

地域防災について

●テーマ24　災害時の備えで重要なこと

最も多い回答は、「自分や同居する家族の避難方法の確認」、「日頃からの隣近所とのあいさつや声掛け、つきあい」となっています。

きめ細かな情報周知や地域支援に関する取り組みが望まれます。

●テーマ25　地域防災の取り組みについて

「知っている」が最も多い項目は、「（ｃ）災害時要援護者登録制度」であり、次いで「（ｂ）災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ」「（ａ）自主防災組織」の順で続いています。

いずれも一定の知名度となっているものの、「（ｂ）災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ」「（ａ）自主防災組織」では、「知らない」という方もそれぞれ２割程度おり、機能や役割、使い方なども踏まえ、わかりやすく丁寧に周知し、十分な活用を促進していく必要があると言えます。

●テーマ26　災害時要支援者支援体制への期待

最も多い回答は、「近隣住民の支えあいや助けあい体制の確立」であり、次いで「防災に対する意識の高揚」「平時における見守り体制の強化」の順で続いています。

近隣住民のつながりを高めることが大きく期待されており、要援護者支援を通じた地域ぐるみの助けあい、支えあいへとつなげていくことが、大きな課題として捉えられています。

自由意見

民生委員・前任民生委員という立場から、地域における福祉の実情を大いに踏まえた意見が多く挙がっています。ただ、比較的年齢の高い方の意見であった。

少子化、高齢化などで、福祉活動の難しさを訴える意見も多く、個々で努力する一方、きめ細かな行政支援を望む意見が多かったが、行政へは仕組みづくりや意見集約の場づくりなど、地区単位の共助を進めたいとの意見や新たな企画や考えを述べる意見も見られます。

プライバシー、個人情報といった点を地域福祉推進の壁として挙げる方も多く、必要な情報が得られにくいことが、地域の安心･安全確保の阻害要因となっていることも課題として捉えられます。

全国で多かった災害に対する地区体制や声掛け、普段のサロン活動の必要性に加え、若い方々との交流を望む意見が多い。

また、こうした様々な問題・課題も踏まえつつ、難しい時代であるからこそ、市民のつながり、協力、支えあいといった、コミュニティが持つ力を再認識し、高めていこうとする意見も多く、今後も新たな工夫や努力を通じ、福祉の力＝地域力、を充実させていく方向性がより一層求められているといえます。

第2章 総　論

1　計画の基本理念

この計画は、前計画を継承するとともに、全ての市民がそれぞれの可能な形で地域福祉に参画し、すべての市民が、自分たちの生活する地域で、安心して充実した生活を送ることができるようにするために、「地域のみんなが主人公」をキーワードに計画を進めます。

2　計画の目的

基本理念の達成のためには、公的な福祉制度の充実とともに、地域住民自らが進んで地域福祉活動に参画し、活動できるようにすることが必要です。

計画の目的にあたり、次の４つの事項を柱としています。

（１）健康で安心して生活のできるまちづくり（誰もが安心して暮らせる地域に）

障がい者も健常者も、高齢者も若者も、女性も男性も、外国籍の人もすべての市民が、等しく安心して健康で暮らせるまちに『ノーマライゼーション※の理念の真の実現』をめざします。

（２）福祉行政等サービスの充実（必要な人が必要なときに、必要なサービスを）

すべての人は、常にずっと誰の助けも借りずに自分の力だけで生活しているわけではありません。何らかの事情により、福祉サービスや他の人の支えが必要になった方が、スムーズに必要なサービス等を受けることができるような福祉社会の実現をめざします。

（３）ボランティアの推進（ともに助けあい支えあう地域に）

あらゆる立場や年齢のすべての市民が福祉に対する関心を持ち、善意による協力や支えがおのずから行えるような福祉社会の実現をめざします。

（４）人権教育の推進（人としての尊厳を大切に）

福祉サービスを提供する際は、常にサービス利用者の尊厳を重視し、人権感覚を研ぎ澄まして対応することが大切です。そのためにすべての市民が、その活動のあらゆる場において、相手の心を思いやるような人権意識の高揚をめざします。

※「ノーマライゼーション」……「障がいを持つ人も持たない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく住み慣れた家庭や地域でお互いに尊重しあいながら、普通の生活ができるようにする」という考え方。

3　計画の基本的な考え方

（1）計画の基本的な考え方

社会福祉法第107条に規定されている３つの基本的事項を柱として、国から示された計画策定指針などに基づき、地域住民の皆さんの意見を充分に踏まえて計画を策定しました。

◆社会福祉法第107条の３つの基本的事項

① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（2）計画策定の過程

（策定委員会の開催状況等）

年　月	項　目	内　容
2018年（平成30)年　４月	公募委員の一般募集	広報なかの４月号に掲載
５月１日	策定委員の推薦依頼	
５月11日	計画策定業者選定	
６月28日～７月10日	アンケート内容検討	
６月28日	第１回計画策定委員会	正副委員長の互選、計画策定概要、アンケート調査について
７月12日～７月31日	アンケート調査実施・回収	
８月１日～８月31日	アンケート調査集計	
10月31日	第２回計画策定委員会	計画素案について
12月19日	第３回計画策定委員会	計画成案について
2019年（平成31)年　２月	パブリックコメント	
３月末	計画決定	

4　施策の体系

中野市には、現在、福祉に関する４つの計画と福祉に関わりの深い３つの計画があります。

本計画では、これらの計画のうち各福祉４計画を地域福祉計画のなかの具体的計画として位置づけ、さらに福祉と関わりの深い計画を関連計画と位置づけ、一体的に捉え、地域福祉推進の具体的指針とします。

なお、対象者ごとの区分が明確にできないため、既存の福祉４計画に盛り込むことが適切ではない地域福祉の観点からみた重要課題については、本地域福祉計画において、明確に位置づけるものとします。

また、具体的数値目標等の設定が可能なものについては、それぞれの各計画において目標数値を定めることとします。

◆関係する中野市の既往計画

【福祉関連計画】

・中野市障がい者計画
・第５期中野市障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画
・中野市子ども・子育て支援事業計画
・中野市老人福祉計画・介護保険事業計画
・中野市地域防災計画
・中野市スポーツ推進計画

【福祉以外の関連計画】

・中野市健康づくり計画
・中野市差別撤廃・人権擁護推進総合計画
・中野市男女共同参画計画

5　計画の目標年度

中野市地域福祉計画は、市民の皆さんや様々な組織・立場の皆さんと行政（市）とが一緒になって、地域福祉を進めるために定める指針です。

この計画の目標年度は、2019年度から2023年度までの５ヵ年計画とします。

なお、前記の福祉関連計画とは、その制度の背景からそれぞれ計画期間が異なりますが、これらとの整合についても適宜配慮しつつ、推進していくほか、計画期間中、状況の変化により見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

◆計画の期間

年　度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
第３次中野市地域福祉計画	□ 策定	■	■	■	■	■					
次期計画（予定）					□ 見直し	□ 見直し	■	■	■	■	■
					↑ アンケート調査等	↑ 計画策定					

6　地域の範囲・単位

地域福祉の範囲は、その個人の特性やニーズによって、小さな範囲である場合もあれば、大きな範囲の場合もあり、絶えず変化するものであると考えます。

このため、次に定める「福祉の担い手」がお互いに連携を密にし、「必要な人」が「必要な時」に「必要なサービス」を速やかに受けることができるように努める、という理念を基本として、従来の縦割り意識から脱却し、横の連携を密にして、臨機応変に対応する必要があります。

このことによって、地域の範囲は、その都度、要援護者の福祉ニーズに合わせて自由に形を変えるものであると位置づけることができます。

小さな範囲では、まず隣近所の関係があり、隣組や区組織などがあります。

大きな範囲としては、市域全般に及ぶものや、市域を越えて広域圏やもっと遠くに及ぶ場合も考えられます。

この地域福祉の概念が、近隣地域でも共通して培われることによって、市域を越えても同じ概念により、等しく同様の関係が保てることが望ましいと考えます。

7　福祉の担い手

地域福祉の担い手は、行政（市）や民生児童委員、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会をはじめとして、あらゆる組織、組織に携わる人々とともに、地域に生活する市民一人ひとりであると考えます。

一人ひとりにできることはほんのささいなことであっても、地域の多くの人々が地域福祉に関心を持ち行動することによって、地域福祉の大きな原動力になることができます。

福祉の担い手として要援護者に対して何らかの援助を行う際に大切なことは、サービスを受ける人の立場になって援助を行うということです。

ともすると、サービスの提供者は「してやる」的な考えに陥りやすい面がありますが、要援護者にかかわるすべての関係者が心を通わせ、質の高い福祉サービスの提供を心がける必要があります。

◆福祉の担い手

市、民生児童委員、市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会、区、福祉協力員（福祉推進員）、地区組織、隣近所、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間企業、民間団体、福祉ボランティア団体など

第３章　地域福祉推進のために

１　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

１－１　中野市における福祉サービスの課題

（１）様々な課題

現在、中野市では、高齢者、障がい者、次世代（子ども）などの分野別福祉に関する計画に基づき様々な福祉施策を実施しています。

こうした多様な福祉課題については、各分野別計画において対応することとし、本計画である地域福祉分野においては、地域の諸課題について、福祉の視点に基づき横断的に把握、整理していく必要があります。

（２）地域福祉の観点からみた重要課題

地域福祉に関わる主要課題として、現状を踏まえると、次のような点をあげることができます。

①　地域住民の生活の『足』の確保について

様々な理由により交通弱者と呼ばれる交通の不便を感じている人がいます。バスや電車路線から外れている地域では、以前から交通の確保が大きな課題としてあります。このような状況をどのように改善していくかが求められています。

②　地域住民同士の相互交流やボランティア活動の活性化について

個人や世帯の生活様式の多様化等によって、いま、地域住民相互の交流が希薄になりつつありますが、地域福祉推進の観点から考えると、地域に居住する住民同士の交流が、より一層活発になることが求められます。

例えば、冬季の除雪についても、高齢者世帯や障がい者世帯などの住居の玄関から公道や子どもたちの通学路になる歩道の除雪など、地域住民同士の助けあいや地域のボランティアによって行われることが求められています。

③　人口減少に伴う地域福祉への影響について

今後高齢化がさらに進み、少子化の影響により人口が減少していることから、地域福祉活動及び行政運営上でも影響があると考えられています。

１－２ 福祉課題の解決・達成のための戦略

１に掲げた様々な福祉課題を踏まえて、社会福祉法に定める地域福祉推進の観点から、それぞれの課題の解決に向けた体制を整えるとともに、その対象者に関わる「福祉の担い手」ごとに、あるいは相互の連携によって、可能な限り最善の策が講じられるように努めます。

福祉の担い手としては、次のような区分が考えられます。

・行政が取り組むべきもの
・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会が取り組むべきもの
・社会福祉法人やＮＰＯ法人、その他の福祉活動を行う団体が取り組むべきもの
・民生児童委員や隣近所、行政区組織などが取り組むべきもの
・それぞれが連携して取り組むべきもの

行政や社会福祉協議会が中心となって行うべき課題については、それぞれの担当機関において、企画部門、財政部門との整合を図りながら、施策の充実に努めます。

ＮＰＯ法人や福祉ボランティアについては、それぞれの福祉活動が効果的に行われるように環境を整える必要があります。

地域住民が行うべき課題については、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会が中心となって、行政区組織等にも協力をいただき、地域住民自らが地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、地域住民の福祉意識の高揚を図るよう努めます。

さらに、それぞれの個人や組織の相互連携機能を高める必要があります。

生活のなかで、近隣住民との支えあいや交流、ボランティア活動がおのずから自然と行えるようになることが望ましいと考えます。

真の地域福祉は、単に福祉行政の諸施策を当該要援護者に該当させるだけではなく、その要援護者と当該要援護者に関わるすべての人々とが心を通わせて、真摯に応対することがまず地域福祉の始まりであると考えます。

山積する課題は、財政面や市民意識に関わるものなど、いずれも大きな課題であり、すぐに解決できないものがたくさんありますが、地域福祉の向上に向けて、たゆまずに取り組んでいきます。

なお、地域の福祉課題とは性質が若干異なりますが、高齢者世帯や障がい者世帯の生活を支える年金制度については、当該世帯の生活の基盤となる重要な制度であるため、機会を捉えて国・県に対し年金制度の安定給付について要望するとともに、市民に対し年金制度の周知･啓発に努めます。

（１）要援護者の把握・対策の充実

地域の民生児童委員や社会福祉委員などの皆さんの知識や援助能力の向上、小地域ネットワーク活動の組織や機能の充実を図り、日頃の要援護者の情報を的確に捉える必要があります。

また、要援護者の情報が、地域住民から適切に援護の実施者（福祉の担い手）に伝達されるよう、それぞれの連絡・協調体制を整えておく必要があります。

様々な福祉に関する個人個人への関わり方については、「家族、隣近所、常会、組、行政区、小学校区単位、中学校区単位、市」と様々な単位が考えられます。

その方のニーズに対し、可能な限り速やかに問題解決を図るために、それぞれが有機的に機能し、機敏に対応できるよう努めます。

また、上記の捉え方のほか、学校や保育園、職場、各種サークルなどの組織が考えられます。このような組織においても、日々の関わりのなかで、必要に応じ適切な対応ができるよう日常の目配りが必要です。

これらのことは、孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの福祉サービス利用に結びついていない要支援者への対応についても同様です。それぞれの地域住民同士の関わりなどをとおして、声なき声に耳を傾けて、適切な福祉サービスに結びつけることが必要です。

また、自然災害等緊急時における災害弱者の救出・避難誘導等についても、日頃から心がけておく必要があります。

災害や緊急事態の際の対応については、区や隣近所のつながり等に期待される役割も高いことから、地域における緊急時の相互扶助体制の確立が大切です。

このため、日頃から災害弱者の把握に努め、不測の事態に備えるよう努めます。

さらに、組織的でスムーズな要援護者向けの対応を行えるようにするため、地域防災計画における要援護者対策の検討･位置づけ等と連携しつつ、安全･安心な地域環境づくりを進めていきます。

（２）相談支援体制の充実

福祉サービスを受ける必要のある人に対し、そのニーズを調査し、必要なサービスを速やかに実施するためには、相談支援体制の充実が大切です。

要援護者に対する聞き取り調査等を通じ、不便や不安等、福祉の視点に基づく生活ニーズの把握に努めます。

様々な福祉ニーズには、隣近所の人々がほんの少し手を貸すことで自立できる場合や、専門的な福祉サービスや介護保険サービスの利用が必要となる場合など、対応は、ケースごとにまちまちです。

最初に相談を持ちかけられたときに、それぞれの立場で、必要な助言をするとともに、必要な場合には、行政や社会福祉協議会などの専門機関に速やかに連絡するなどの連携が必要です。

地域では、民生児童委員が地域の相談役として大きな役割を担います。

それぞれの立場で、知識や資質の向上に努め、適切な対応を図る必要があります。

さらに、地域住民はそれぞれの要援護者との関わりのなかで、誠意をもって対応することが必要

です。また、専門機関の職員も、その専門性を一層高めるとともに、要援護者の立場に立った親身な対応が望まれます。

なお、要援護者に関わるそれぞれの立場の人々が、要援護者のプライバシーに十分配慮した対応を心がけることが必要です。

（3）必要なサービスの提供

要援護者の発見から要援護者との面談を経て、必要な福祉サービスを提供します。

サービスには、様々な種類や形態がありますが、本人の意向を十分に踏まえ、必要にして十分な福祉サービスの提供に努めます。

なお、様々な福祉サービスのうち、申請行為を必要とするものについては、申請書様式の簡素化を図るとともに、老齢や障がい等によって申請書の記載が困難な場合には、申請者の意思を確認のうえ、担当者が代筆するなどの配慮が望まれます。

課題や要望があるにもかかわらず、制度やサービスが整っていないものについては、それぞれの福祉の担い手が、それぞれの立場のなかで、可能な限りのサービスの提供が望まれます。

福祉サービスは、専門の福祉サービスや介護保険サービスとともに隣近所の見回りなどの肩肘の張らないサービスも含め、様々なサービスが機能し合うことが大切です。

このためには、行政と社会福祉協議会、地域住民などが必要に応じ処遇検討会議の開催や意見交換の場を持つなど、要援護者の意向を十分に踏まえながら、それぞれが有機的に機能するよう努めます。

さらに、新聞や郵便物等を配達する際に、それらの人々が何らかの異常に気づくことも効果的です。このように、様々な立場の人が、気配りをすることによって、地域の「福祉力」はますます高まることが期待されます。

（4）自立・自助努力、支えあい

地域福祉を個人として考えた場合に大切なことは、個人個人の自立に向けた行動や努力です。要援護者が、人に頼り切るのではなく、自分でできることは自分でする、あるいは自分にできないところは人の手助けを受けても、できる部分では人の役に立つ、という考えです。このことは、個人の能力の維持や日常生活での生きがいにも結びつくきわめて大切なことだと考えます。

これは一方では、必要なサービス提供と相反する見方もありますが、サービスの提供と自助努力のバランスの取れた関係こそが望ましいものであると考えます。

また、「支えあい」は、隣近所とのよい付きあいがあって初めて成り立つものです。核家族化や、少子化が進行する地域社会において、支えあいは重要な意味合いを持っています。地域社会のなかで、住民同士が相互理解のもと、支えあいの関係が築けるよう、お互いに努力することが必要です。

（５）課題の解決のために

①　地域住民の生活の「足」の確保について

自家用車を運転できない、公共交通も利用が難しい等の交通弱者への支援のあり方について検討をします。個人の状況、財政面の問題や、道路運送法との関係等様々な角度から検討し、実施可能な方策を講じていきます。

また、買い物等は介護福祉サービスや宅配サービス等の民間業者等のサービスが充実してきていることから、そのようなサービスを利用することにより補えることから検討をしていきます。

②　地域住民同士の相互交流やボランティア活動の活性化について

（地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項に記載）

③　少子高齢化に伴う人口減少が及ぼす地域福祉への影響について

人口減少は市全体の問題であることから、今後どうすれば人口減少率を少しでも抑えることができるか政策の検討をします。

（政策の検討事項）

・婚活支援づくり

少子化の原因として、晩婚化、晩産化、結婚をしない方が増えている状況であることから、子どもを産み育てる環境を整えるとともに、民間事業等の活動も含め婚活事業の支援等について検討します。結婚に対する当事者の前向きな姿勢を育成するため、「婚活」の前提として必要な“結婚能力や意識”の育成、教育段階における「婚育」教育など、諸活動に対する支援等について検討します。

（６）新しい課題に対応した体制づくり

（今後の検討事項）

①　８０５０（はちまるごーまる）問題に対処するために

大人のひきこもり問題（８０５０問題）の原因として、「職場になじめなかった」、「病気」、「就職活動がうまくいかなかった」、「不登校」、「人間関係がうまくいかなかった」などがあり、子供が親から自立するための精神科医・臨床心理士などの専門家によるケア、職業訓練を通した自立感の育成、継続したサポートが望まれます。

予防の視点は、ひきこもりを続けている人は、同じ境遇の人と一緒に生活をし、ゆるやかに人と関わり、孤立から脱却し、多くの情報に触れながら、自立に向けた計画を立てられる環境を提供していく必要がある。自立しないといけないと考えている人が多い。一歩を踏み出す為に色々な行政や支援団体に相談することが重要と考えます。

※ＮＰＯ法人「ぱーむぽいす」の活動例

・個々の状況に応じた、きめ細かな一人ひとりの社会的自立をめざし、個々に応じた青少年の自

立をめざした支援・対応。［本県、北信地域を中心に活動。相談事業、小・中学生の学習支援、居場所支援、若者のための高卒資格取得や就職に向けての支援］

・平成21年に、青少年とその保護者や関わる先生方を応援したいと考えた人たちが集まり設立。

・当法人では、社会生活に不安感や困り感を持つ青少年の居場所、学ぶ場づくりを中心とした活動、それらの問題や不安などを持つ保護者の方々からの相談対応、必要に応じて、医療機関やその他各種関係行政・団体機関との連携。

※国の対策・支援としては、66の都道府県、政令指定都市に行政・ハローワークなど関係機関と連携した「ひきこもり地域支援センター」や、各県や市町村にて地域に潜在する当事者の早期発見を促す「ひきこもりサポーター養成研修事業」、研修修了者が当事者宅を訪問する「ひきこもりサポーター派遣事業」などが設置されています。

②　生活困窮者対策

○生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の的確な運用を図ります。

○生活困窮者自立支援制度において、地域における生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、孤立する人がいない地域づくりを進めます。

○まいさぽ中野の事業を中心に、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する寄り添い型の総合相談体制や、関係機関との支援ネットワークづくりに取り組みます。

○家計相談支援、自立相談支援・就労支援事業を基本とし、生活困窮者とその家族も含めた支援に取り組みます。

○福祉課題がますます多様化・複雑化する中で、他の福祉法人や社会福祉団体と協力しながら、今まで以上に地域公益事業を展開していきます。

○子どもの居場所づくりの活動を推進している機関や団体の取り組みを支援します。

※生活困窮者自立支援法（平成25年法105号、平成30年10月１日改正）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

・自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫補助　３／４

・就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助　２／３

・家計改善支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立に必要な事業：国庫負担　１／２

③　自殺予防対策

○身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門の相談機関につなぐ、ゲートキーパーの役割を果たせる人を増やすなど、自殺を未然に防ぐことができる地域づくりを進めます。

④　再犯防止対策

○保護司会、更生保護女性会と連携し、対象となる人の社会復帰に向けた取り組みと再犯防止に向けた取り組みを、国の「再犯防止推進計画」を踏まえて実施します。

⑤　災害時の支援体制

○社会福祉協議会、自治会、民生児童委員（社会福祉委員）などの協力を得て、要援護者（災害時等に配慮が必要な人）の台帳を整備をするとともに、要援護者を地図に示した住民支え合いマップについて、作成地域の拡大・充実を図るなど、災害弱者支援策の一層の推進を図ります。

○災害時の要支援者については、個人情報保護に留意しながら市の対策本部など関連部局、区長・民生児童委員、社会福祉協議会、中野警察署、中野消防署に情報提供し、避難支援等を円滑に行います。

○日本赤十字社等が実施している救急法の講習会への市民の参加を促し、災害時等に応急手当てができる人を増やします。

○災害時に、避難者の中でも特に配慮を必要とする、高齢者や障がいのある人などが対象となる福祉避難所の確保に努めます。

１－３ 成年後見制度に基づく権利擁護（中野市成年後見制度利用促進基本計画）

国では平成29年（2017年）３月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）に基づく、成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市はこれに基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

このため、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方の権利を守るため、成年後見制度利用促進基本計画を以下のとおり策定し、総合的な支援体制を整備します。

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を擁護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障がい者、あるいは精神障がい者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることとなっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直しし、平成12年（2000年）４月１日から施行されました。また、社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれており（以下「後見等」という。）、判断能力に応じて選ぶことができます。家庭裁判所が、成年後見人、保佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を擁護、支援します。

【現状と課題】

現在の成年後見等の申し立て利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数に比較して少なく、また、申し立ての動機においても、「預貯金の解約」や「介護保険契約（施設入所）のため」が多くなっています。そして後見・保佐・補助と３つの類型がある中で、後見型の利用者が全体の８割を占めています。

成年後見制度の課題としては、身上保護等について福祉的視点が十分でない場合があり、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、福祉的観点からの十分な助言が行われていない場合があり、制度の利用者が、利用のメリットを実感できていないケースが生じています。

このため、成年後見制度の適切な理解と普及に努め、市民への周知とあわせて、制度の利用を必要とする高齢者や障がい者等の把握に努め、適切な制度利用を進めていく必要があります。

【施策の方向】

市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画に基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症、知的障がい、精神障がいで、権利行使に不安のある方の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、北信圏域権利擁護センターや関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

■成年後見制度の普及・啓発

ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加に伴い、今後この制度の利用については、増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発をさらに進めます。

■成年後見制度利用のニーズの把握

市内において、成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握の方法を検討し、状況の把握に努めます。

■相談体制の整備

2015年度（平成27年度）北信圏域６市町村（中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村）が共同で、北信圏域権利擁護センターを設立し、その運営を特定非営利活動法人北信Mねっとに委託しています。

北信圏域権利擁護センターでは、市民からの相談に応じ、また成年後見制度の普及・啓発や法人後見の受任も行っています。今後も市民が安心して利用できる成年後見制度の相談体制を整備します。

■市民後見人の育成

市民の中から成年後見人候補者等を育成し、成年後見制度の円滑な運営を図るように努めます。また研修を修了した後も、成年後見の実務を習得し、スキルの向上ができるような機会を設けるよう検討します。

■審議会、中核機関の設置検討

成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関の設置について、関係機関と協議・検討します。

■地域連携ネットワークの構築

市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。

このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・

協議会等、地域福祉や地域包括ケア等既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。

■成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいないことで、日常生活の意思決定の不安や、福祉サービスの等の利用に支障がある方を対象に、成年後見等開始審判申立てを市長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。

■成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、権利擁護を図ります。

現在は北信圏域権利擁護センターにおいて法人後見を受任し、後見等業務を行っています。

■日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、中野市社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて制度を周知するとともに、利用が必要と思われる方をサービス利用へとつなげていきます。

２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

２－１　様々な事業者の社会福祉への参加促進

従来、福祉施策は、行政と社会福祉協議会や社会福祉法人などが中心となって行ってきましたが、介護保険制度の発足以降、民間企業やＮＰＯ法人などが積極的に参画しようとする動きが顕在化しています。

地域福祉の充実という観点から考えると、民間企業やＮＰＯ法人などの福祉事業への参画が今後ますます活発化することが望まれています。

また、多くの事業者が福祉事業に参画することにより、それぞれの組織が、地域福祉に関して互いに競合することにより、サービスの質の向上につながることが期待されます。

このためには、福祉事業への参入希望団体への適切な情報提供、ＮＰＯ法人化をめざす団体に対し、行政と市社会福祉協議会が連携して、適切な指導の充実に努めることが重要です。

２－２　福祉ボランティアの育成

市内には、ＮＰＯ法人等として福祉事業を行っているものもあれば、法人格を有しないで、様々な福祉活動を行っている福祉ボランティア団体と個人ボランティアが存在します。

これらの皆さんには、従来から様々な形で、福祉に参画していただいてきましたが、会員の高齢化などの問題を抱える団体もみられます。地域福祉の推進においては、これらの団体等の活動は支援の担い手としてその役割は一層重要になってきており、各団体それぞれの特徴を活かし、互いに役割を分担・補完しながら連携して取り組むことが必要です。

このようなことから、市社会福祉協議会や市ボランティア連絡協議会が中心となって、これらの団体や個人の育成とともに、相互の連携を図る必要があります。

２－３　公的サービスとの連携

地域福祉の充実において、このような民間企業やＮＰＯ法人、福祉ボランティア団体などによるきめ細かな福祉サービスと、市や市社会福祉協議会などが行う公的サービスとの連携は不可欠です。それぞれの団体が独立して行う福祉活動と同時に、相互が連携することにより、大きな力を発揮することができます。

そのためには、地域福祉の総括的な推進のためのネットワークづくりが不可欠であり、プライバシーに配慮しながら、様々な課題を地域で共有し対策を講じる福祉サービスの連絡会議や、要援護世帯のケースごとに行われるケース処遇検討会議などの開催も有効です。

地域福祉推進のためのネットワークづくりには、市社会福祉協議会が中心的な役割を担う必要があります。

3　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3－1　地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動への参加の重要性

これからの地域福祉を考えるとき、様々な立場の団体や個人の皆さんが、いかに効果的に地域福祉に関わることができるかが、地域福祉充実の大きな鍵を握っているということができます。

例えば､独り暮らし高齢者の場合など､加齢とともに日常生活の様々な部分で手助けが必要になってくることが考えられ、このようなとき、地域や隣近所がどのように関わり、どのように支えていくかが問われます。

公的な福祉施策だけではサービスに限界があるため、在宅生活を安全に送ることができません。このようなとき、様々な皆さんの社会福祉活動は、公的な福祉サービスでは補いきれない部分を補完し、さらに、要援護者の精神面でも大きな支えになることが可能です。

このような観点から、地域住民やボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動への参加が重要になってきています。

3－2　地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の社会福祉活動参加の促進

それぞれの立場の団体や個人が、日常の様々な場面で、福祉的活動を行うことができるよう、あらゆる機会を捉えて、地域住民の意識の高揚を図り、社会福祉活動への参加促進を図ります。

① 市社会福祉協議会が進める小地域ネットワーク事業や地区社会福祉協議会活動などをとおして、地域住民の福祉への関心を高めるとともに、ネットワークの人の輪を広げる活動を支援します。

② 市社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの機能の充実が期待されるとともに、福祉に関するイベントや広報活動を通じて、市民意識の高揚を図ります。

③ ボランティアルーム「あんと」を通じ、ボランティア活動を支援します。また、ＮＰＯ法人等の情報交換の場や活動拠点の確保について検討します。

④ 地域通貨の活用など、ちょっとしたことを地域住民が気軽に手伝えるような仕組みについて検討します。

⑤ 地域での「あいさつ運動」をとおして、日頃から地域住民同士の心のふれあいをめざします。

⑥ 学校での福祉教育や育成会活動などをはじめ、障がいのある方等との交流を通じ、福祉に関する意識の向上を図ります。

３－３ 福祉ボランティア活動に対する危険回避

地域住民が様々な形で地域福祉活動に安心して参加できるようになるためには、万が一の時に対する備えが必要です。

例えば、通院のための送迎ボランティアの際に、事故等が発生した場合を想定して、各種保険に加入するなどの情報を提供することが大切です。また、保険加入に関わる負担が、ボランティア活動の妨げとならないよう環境整備を図ることも必要です。

ボランティアの形態によっては、危険が少ない活動もありますが、いずれにしても、ボランティア活動を行う皆さんの善意が報われるように、配慮をする必要があります。

４　地域福祉事業の推進に関する事項

地域福祉業務は、行政―事業者―市民の３身一体体制で進めますが、常に事業成果の確認と改善について検討し、中野市にあった事業とする必要があります。そのため、計画立案（ＰＬＡＮ）後は、「ＤＯ計画実行」⇒「ＣＨＥＣＫ評価」⇒「ＡＣＴ改善」⇒「ＰＬＡＮ計画立案」というサイクル（ＰＤＣＡサイクル）を構築し、計画を着実に進めます。

また、計画期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

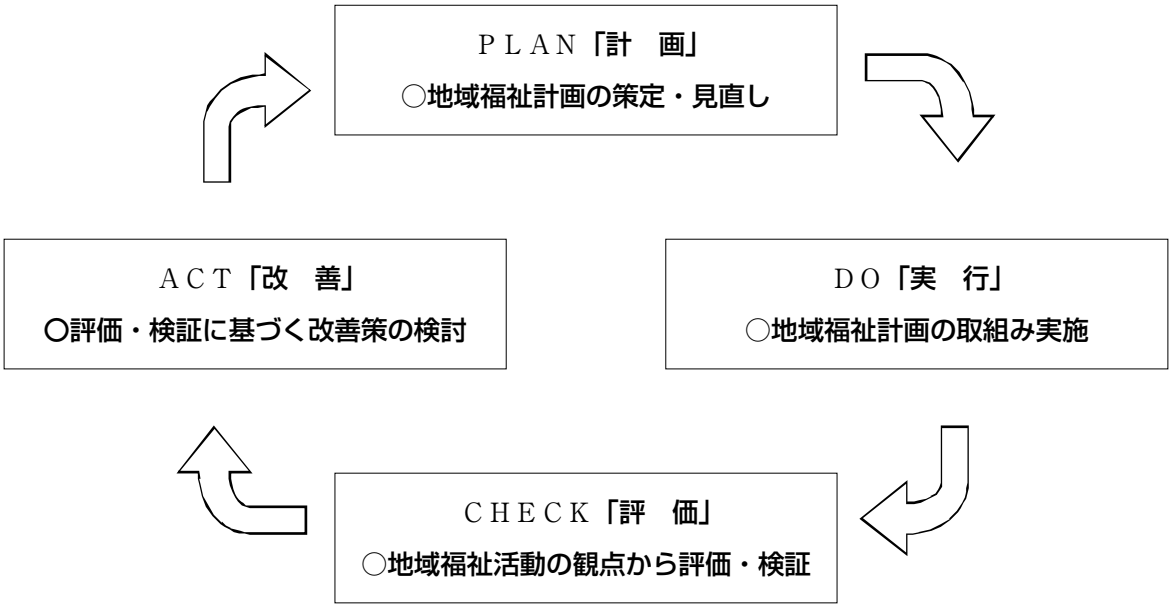

◆今、あらためて、地域福祉計画とは？（イメージ図）

公的サービスを中心に、多様な福祉サービスが提供されています。（高齢者、障がい者、次世代（子ども）等、対象者別計画による福祉の基盤づくりなど）

少子高齢化、過疎化等の動きも背景に、公的サービスのみでは、幅広い住民の生活ニーズは解決しない状況も見られます。（人と人とのつながりの希薄化、様々な社会問題、生活不安 など）

そこで、きめ細かい福祉ニーズに対応するため、「地域福祉計画」の必要性がさらに高まっています。（市民どうしのつながりを意識し、助け合いや支え合いなどの福祉活動を推進したり、市民の自助や共助と公的サービスが連携した安心・安全のネットワークづくり　など）

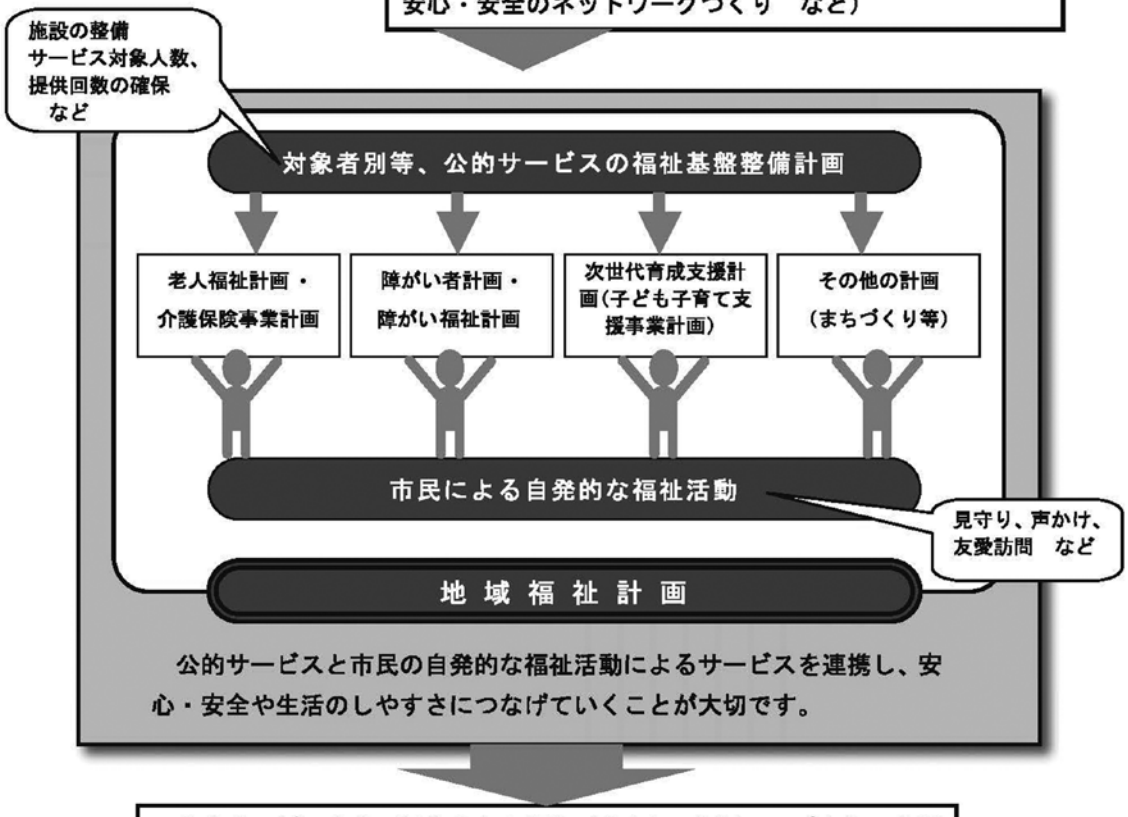

公的サービスと市民の自発的な福祉活動によるサービスを連携し、安心・安全や生活のしやすさにつなげていくことが大切です。

公的サービスのみではなかなか解決できない、生活ニーズ全体への対応や解決をめざします。

住民がより安心・安全に暮らすことのできる地域づくりを進めていきます。

第４章　地域福祉推進の主体・社会福祉協議会

１　中野市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会

現在、各地域で進められているふれあいのまちづくり事業や小地域ネットワーク事業では、福祉協力員（社会福祉委員）の組織化や生活に支援が必要な方への見守りや助けあい、ふれあいサロンなど、地域の特色や人材を活かして、独自の活動が進められています。

このような組織や仕組みが、たくさんの地域住民の皆さんに支持され、参加を得て活発になっていくことが期待されます。そして、このような流れが地域住民相互の助け合い精神の醸成につながっていくものと考えます。

このような観点から、市社会福祉協議会と各地区社会福祉協議会がこれからの地域福祉を推進するうえでの中心的な役割を担うことが期待されます。

２　ボランティア団体や個人ボランティアの育成

中野市社会福祉協議会が行っている様々な活動は、ボランティア団体の育成や相互の連絡調整、ボランティアの養成や研修、ボランティアに関する広報・啓発など様々な活動を行っていますが、ボランティア活動に参加していない市民の潜在的な力をいかに引き起こすかが、地域福祉充実の鍵であるということができます。

この事業が充分に機能することによって、地域住民の互助精神の醸成と地域福祉への参画が得られ、地域の「福祉力」が大きな力をもつことが期待されます。

さらに、福祉活動を行う社会福祉法人、民間企業、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などの総合的な調整や相互の連携などについても、市社会福祉協議会が中心となって行うことにより、一層効果的に機能することが期待されます。

なお、地域の支えあいを実現するためには、地域通貨などを含め様々なボランティア活動を地域で活かすことができる仕組みを研究することが期待されます。

また、団塊世代は既に定年退職していることから、ボランティア活動の担い手として積極的に働きかけることや受け入れる下地づくりの活動が求められます。

３　交通弱者対策

地域住民が自らの意志によって社会活動に参加するためには、交通弱者の移動手段をどう確保するかも重要な課題です。その解決のための方針決定や活動に参画することが期待されます。

◆中野市社会福祉協議会が行っている様々な活動

1　ふれあいのまちづくり事業

住み慣れた地域や家庭で、その人らしく、自立した生活ができるように小地域での見守り、支えあい、助けあい活動を推進し、関係機関と連携しながら、問題の早期発見、解決をめざす地域住民主体の地域福祉活動を推進しています。

※　区等の小地域単位で、福祉協力員や福祉推進員を組織して地域福祉活動をする小地域ネットワーク活動やふれあいサロンなどの活動を含みます。

2　ボランティアセンター事業

ボランティア活動への関心と参加意欲の高まっているなかで、誰でも気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアコーディネーター※を配置し、ボランティアの養成研修、情報提供、活動支援を行っています。

※　ボランティアコーディネーターボランティア希望者とその活動場所の設定調整やボランティア活動のための情報提供などの支援を行う専門家。

3　日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用するときに自分で判断することが充分でない人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）に対して、本人との契約により、サービス利用の手伝いや、金銭管理等の支援を行っています。

4　資金貸付事業

低所得者、障がい者、高齢者等の世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るために必要な資金の貸付を行っています。

○くらしの資金、生活福祉資金、高額療養費

5　共同募金事業

同募金は、毎年10月１日から12月31日の間募金活動を行い、市民の皆さんから提供いただいた寄付金を、民間の社会福祉施設や福祉団体などに配分しています。

6　日本赤十字事業

非常災害時の福祉活動、救急法・家庭看護法の講習など、幅広い赤十字活動を展開しています。

7　精神保健福祉支援事業

精神保健ボランティアの育成、精神保健福祉を考えるつどいなどを開催して精神障がいに対する正しい理解を深めています。

８　介護保険事業

介護保険事業者として、次の事業を行っています。

○ホームヘルプサービス事業

○デイサービスセンター運営事業（さくら）

○居宅介護支援事業（ケアプラン作成・管理）

９　受託事業

（１）各種相談事業

複雑化する社会のなかから生じる各種の相談に応じています。

○法律相談、結婚相談、心配ごと相談、福祉相談・ボランティア相談

（２）福祉ふれあいセンター等事業

次の施設の運営を行い、障がい者や障がい児の機能訓練や作業訓練、介護予防を通じて、福祉の増進を図っています。

○身体障がい者福祉センター

○心身障がい者共同作業訓練施設「竹馬」、永田分場「たんぽぽ」

○心身障がい児母子通園訓練施設「いちご学園」

○さんさん館

（３）精神障がい者施設の管理運営事業

次の施設の運営を行い、精神障がい者の生活訓練や作業訓練を通じて、福祉の増進を図ります。

○ぴあワーク就労支援施設

○りんごの木共同作業所

○グループホーム青りんご

（４）障がい者生活介護施設運営事業

○障がい者デイサービスセンター　いこいの里

（５）その他受託事業

○生活支援、身体・精神障がい者ホームヘルプサービス事業

○家族介護者交流事業

第５章　既存福祉計画と福祉施策

１　子ども子育て

子ども子育てに関する福祉分野については、平成24年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の３法、いわゆる『子ども・子育て支援新制度』に基づく取り組みとして、現在、「中野市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」のもとで取り組みを進めています。

本項目では、現行の「中野市子ども・子育て支援事業計画」の概要を掲載します。

（１）中野市子ども・子育て支援事業計画

①　策定の背景と目的

我国では、国民が、希望どおりに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することをめざす総合的な政策の推進が重要とし、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年７月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進が図られてきました。

国、地方公共団体、企業が法に基づく10年間の計画的・集中的な次世代育成支援対策の取り組みを実施することにより、合計特殊出生率については、平成17年に1.26と過去最低を記録したのに対し、平成25年には1.43となり、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果が見られたところです。しかし、依然として少子化の流れが変わり、子どもが健やかに生まれ育成される社会が実現したとまでは言えず、次世代育成支援対策の取り組みをさらに充実していく必要があるとしています。このため、法の10年間の延長、限定制度の充実等の内容を盛り込んだ次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、法の一部改正が行われたところです。

また、わが国の少子化の背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられ、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

こうした子ども･子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども･子育て関連３法」が制定されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が優先される社会の実現のため、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築

し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととされています。

平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」は、平成22年６月に施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえて新たな視点や取り組みを盛り込んだ内容に改定され、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取り組みが進められてきています。

本市では、平成21年度に「子どもすくすくぷらん（中野市次世代育成支援計画）」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、本市においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、時勢にあった適切な支援をしていく必要があります。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

②　基本的な視点

行動計画の策定にあたっては、国の行動計画策定指針に示された次の９つの基本的視点に留意するものとします。

・子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点

・次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家族を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることが必要であるという視点

・サービス利用者の視点

社会環境や価値観の違いなどによる、多様な個別のニーズに柔軟かつ総合的に取り組むという利用者の視点

・社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政・企業・地域社会を含めた社会全体で支援するという視点

・仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現する取り組みの一つとして重要であり、自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図るという視点

・すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を行うという視点

・地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うＮＰＯ、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者などの人的資源や、各種の公共施設などの物的資源といった諸々の社会資源を効果的に活用していくという視点

・サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保するため、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等を行うという視点

・地域特性の視点

地域特性を踏まえて主体的な取り組みを行うという視点

③　計画の基本理念

本市がめざす子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策の方向性として、以下の基本理念を定めました。

子どもたちが健やかに生まれ、
安心して子育て・子育ちできる中野市

将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、安心して家庭や地域で子育て･子育ちができるよう、また、子どもとともに親たちも成長していけるよう社会全体で支えていきます。

地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちがすくすくと成長し、世代を越えたすべての住民を結び、子どもの元気をふるさとの未来につなげる、そんな輝くまちをめざします。

④　計画の基本目標

本計画の基本理念に向けて、次の５つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

・健やかに生み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長と母と子の健康増進に向けて、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

また、父親、母親が共に子育てを担うことへの意識の啓発や、育児不安・育児困難に対する早期対応を充実させるとともに､生きるうえでの基本である食育への取り組みを推進していきます。

・子育て家庭を支援する体制づくり

安心して子育て・子育ちができるよう、社会全体で子育て家庭や子どもたち自身を支えていくことが大切です。そのために、すべての人が多様なライフスタイルを選択でき、仕事と子育てが両立できるよう、その支援策や多様な教育保育サービスの充実を図ります。

また、子育てに関わる経済的な支援に努め、ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭等、援助を必要とする家庭が安心して子育てできるよう支援します。

さらに、子育てをすることへの喜びを実感できる環境づくりや、子育て家庭に関係する様々な地域資源との連携が効果的に、十分に発揮できる体制づくりに努めます。

・豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

国連で採択された「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が定める、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利を確保し、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重される社会の実現に努めます。

また、子どもの健全な成長を地域全体で見守る活動の推進を図ります。

・次代を担う心身ともにたくましい人づくり

子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最良の環境を確保する義務が大人にはあります。

子どもの権利に関する普及・啓発活動を推進するとともに、次代を担う子どもを、保育園や幼稚園、学校、家庭及び地域が連携して、地域社会全体で育てる意識の高揚と家庭や地域における教育力の向上を図り、子ども自身がたくましく自ら育つ「子育ち」を支援していきます。

・子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを安心して生み育てるため、公共施設において子育ての視点を盛り込んだ子育て環境を整備するとともに、地域ぐるみで交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全で快適に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

また、子育てにおいて男女が相互に協力しあう意識啓発を積極的に推進します。

（２）児童福祉施策

①　妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援を行います。

②　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

③　養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが必要な児童や保護者に監護させることが不適当である児童などに対し、その養育が適切に行われるよう、居宅にて養育に関する相談、指導、助言を行います。

④　保育所運営事業

家庭保育に欠ける児童を保育園に受け入れ、多様な子育てニーズに対応しながら、個々の子どもの個性や発達段階に応じた保育を行っています。

⑤　特別保育事業

保護者の就労形態の多様化による保育時間の延長や、保護者の傷病等により一時的に保育が必要な児童の保育を行っています。

（延長時間保育事業）

保護者の勤務時間などの都合で、通常保育時間を超えて保育が必要な児童を預かります。

（一時的保育事業）

保護者の就労等や病気、冠婚葬祭などで一時的に保育が必要な児童を預かります。

（病児・病後児保育事業）

病気中若しくは病気の回復期で集団保育が困難な期間に、専用部屋で一時的に園児の保育を行います

（休日保育事業）

保育園の休園日となっている日曜日・祝日に、保護者の就労等や病気、冠婚葬祭などで一時的に保育が必要な児童を預かります。

（障がいのある子どもへの支援）

インクルージョンの実現、障がい児と健常児が区別なく共に学ぶ機会を作っていきます。

ⅰ）日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練など個別の療育プログラムを、個別支援計画に基づき提供する未就学の障がい児及び学籍のない18歳未満の障がい児を対象に実施します。…児童発達支援事業

ⅱ）学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇の提供などを、個別支援計画に基づき提供する学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児を対象に実施します。…放課後等デイサービス事業

ⅲ）保育所等に通う障がいのある児童について、通い先の施設等を訪問し、障がいのある児童及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。…保育所等訪問支援事業

⑥　子育て支援センター事業

地域全体で子育てを支援していく基盤づくりのため、子育て支援活動の企画調整・実施を担当する専門スタッフを配置した「子育て支援センター」を設置し、育児相談や情報提供、子育てサークル等への支援を行い子育て支援の充実を図っています。

⑦　子ども相談事業

乳幼児から満18歳未満までの子どもに関する相談、そして子どもや親の心のケア等の日常生活のなかでの悩みごと、心配ごとなどに対し、電話や面談などにより相談、支援を行っています。

⑧ファミリー・サポート・センター事業

育児の手助けのできる人（提供会員）、必要な人（依頼会員）が会員登録を行い、依頼会員からの依頼に応じて育児の手助けができる提供会員を紹介し、相互援助活動の橋渡しを行っています。

⑨　特別な援助を必要とする家庭への支援

公的機関や民間事業者と連携を図りながら、ニーズに応じた乳幼児期から成年期までの福祉の充実に努めていきます。

（ひとり親家庭への支援）

・経済的自立や生活意欲の向上を図るための母子福祉資金の貸付けや医療費の一部の助成等経済的支援をします。
・生活支援のための人材派遣をします。
・母子自立支援員を配置し、生活全般の相談と自立に必要な指導助言をします。
・生活の安定と自立を援助するため、児童扶養手当を支給します。
・暴力により緊急に保護する必要がある母子を支援します。

⑩　放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童のために、「児童センター」「放課後児童クラブ」により、適切な遊び場等を確保し、健全育成を図っています。

2　障がい者福祉

（１）障がい者計画（考え方）

①　計画策定の背景

中野市では、長期行動計画「完全参加と平等を目指して」（10か年障がい者計画）を平成５年に策定し、障がい者施策を推進してきました。ノーマライゼーションの理念が徐々に市民の間に定着し、入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れも大きく変化してきました。平成11年にこの計画の見直しを行い、中野市障がい者計画を、またその後、中野市と豊田村の合併等を踏まえ、平成24年度までを計画期間とする中野市障がい者支援計画を策定しました。さらに平成25年度には、次の５年間の計画である「中野市障がい者計画」を改訂し、様々な障がい者施策を推進してきました。

この間、国においては、平成25年度から平成29年度までの概ね５年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向を定めた「障がい者基本計画（第３次）」を策定し、施策分野の着実な取り組みが進められてきたほか、平成30年3月には第4次障害者基本計画を策定しました。計画では障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制限している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定め、施策の推進を図ることとしています。

さらに、障がい者に向けた福祉サービス提供等に関しては、平成18年10月に「障害者自立支援法」が完全施行され、身体・知的・精神の３障がいで別々に実施されていたサービスが一元化されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しました。その後、平成22年12月には、利用者負担につ

いて応能負担を原則とすることや相談支援体制の強化等を盛り込んだ障害者自立支援法の一部改正が行われたほか、平成25年４月からは「障害者自立支援法」を改正し、「障害者総合支援法」として施行、難病等の方々が障がい福祉サービス等の対象となり各種、福祉サービスの提供等をしています。

また、県では、県民一体となって「共生社会」の実現に向けた取組をさらに加速させるため、平成30年度から６年間にわたる本県の障がい者施策の基本となる「長野県障がい者プラン2018」を策定しています。

このような状況の変化と、既往計画がその期間を終えたことから、中野市では新たな障がい者計画を策定するものです。

②　計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画であり、国の障がい者基本計画、及び県の障がい者計画を踏まえつつ、策定されるものです。

なお、障がい者福祉分野では、本計画のほか、障がい福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標に関わる事項を定めた「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」が策定されています。同計画は、障害者総合支援法に基づく計画であり、障がい福祉サービスの提供等に関する項目が位置づけられています。

③　計画の期間

本計画は、2019年度からの2023年度までの５年間を期間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化により、必要に応じて見直すこととします。

④　計画の基本目標

障がい者施策は、全ての人が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすものであります。

共生社会は、行政や民間団体・企業、地域住民等全ての社会構成員が、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことにより、初めて実現するものです。

また、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに、社会のあらゆる活動への参加、参画を可能とするためには、その活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障がい者自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援することが必要です。

中野市障がい者計画は、そのようなバリアフリー、ノーマライゼーション、インクルージョンの社会実現のための施策を総合的に推進するにはどのようにしたらよいかを考え、策定し、実行していくことを目標としています。

⑤　基本的視点

○　地域での自立した生活への支援

障がいの種別、軽重にかかわらず、自ら選んだ地域で、自分らしく安心して生活していけるように、必要とする人にできる限り適切な支援ができるよう、また、就労をはじめとする多様なニーズに応じることができるように施策展開を図ります。

○　安心して暮らせる生活基盤の確保

障がい及び障がい者に関する理解を深めるとともに、障がいを理由とした不利益な扱いや虐待を受けることがないよう、障がい者の権利を擁護する取り組みを進めます。

また、障がい者の安全確保等を図るめに、災害時はもとより日頃から、障がい者一人ひとりに対する地域での支え合いを支援します。

○　誰もが暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者を取り巻く、心理的、物理的などの様々な障壁を取り除き、安全で暮らしやすい生活を確保するために、障がいの有無にかかわらず、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進します。

また、障がいの特性に応じた情報提供や情報保障に関する施策を充実するとともに、障がい者が文化・スポーツ等の様々な分野で活動できるよう社会参加の促進を図ります。

○　保健医療・福祉・教育・労働等の連携強化

国際生活機能分類（ＩＣＦ）の考え方をもとに、障がいを個人の問題と捉えず、障がいの原因となる疾病の予防、治療、リハビリテーション、障がい児の早期療育、特別支援教育、就労支援など、障がいの内容、性別やライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の環境を整備するために、保健医療・福祉・教育・労働などの関係機関の連携を図ります。

（２）障がい者計画（施策体系）

１　地域生活の支援

・相談支援体制の充実
・福祉サービスの充実
・地域生活の移行支援
・生活の安定に向けた支援
・福祉人材の養成・確保

２　社会参加の促進

・社会参加の促進
・就労支援の推進
・情報コミュニケーション支援の充実
・スポーツ、文化芸術活動の振興

３　権利擁護の推進

・障がい者に対する理解の促進

・権利擁護・虐待防止の推進

４　安全で暮らしやすい地域づくり

・誰もが暮らしやすいまちづくり

・安全な暮らしの確保

５　切れ目のないサービス基盤の充実

・障がいの原因となる疾病等の予防、障がいの早期発見

・教育との連携

・多様な障がいに対する支援

・障がい児支援の推進

３　高齢者福祉・介護保険

高齢者福祉分野については、現在、「中野市老人福祉計画・介護保険事業計画（2018年度（平成30年）から2020年度）」のもとで取り組みを進めています。

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法（平成９年法律第123号）の規定に基づく「介護保険事業計画」を、それぞれの法律の規定に基づき一体的に策定するもので、高齢者福祉施策の総合的な展開に向けた、基本的な指針・方向性となるものです。

計画の概要、及び関連施策の状況等は、次のようになっています。

（１）中野市老人福祉計画・介護保険事業計画

①　計画策定の背景

・高齢化の進行

本市においては、国や長野県と同様、年々、少子高齢化が進んでいます。団塊の世代が後期高齢者となることもあり、今後も高齢化がさらに進展し、単身又は高齢者のみの世帯が増加していくものと考えられます。

本市においては、旧市村が合併した2005年（平成17年）には23.5％であった高齢化率は、2017年（平成29年）には30.7％、2025年には33.8％に達すると見込んでいます。

・国や長野県の動向

介護保険事業計画は、第６期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけ、2025年までの各計画期間を通じて、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することとしています。

第７期計画は、国の介護保険制度の改正を踏まえ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービス

を必要とする方に必要なサービスが提供されることをめざし策定しました。

「地域包括ケアシステム」は、①介護、②介護予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの５つのサービスを包括的に捉え、関係機関や地域と連携しながらサービスを提供していく考え方です。介護サービスに限らず、互助・インフォーマルなサービスも提供することにより、地域で高齢者を支えていこうという考え方です。本市においても、「地域包括ケア」実現のため、可能な範囲でサービス提供及び支援をしていく必要があります。

②　計画の理念・目標・基本方針、計画期間

・理念

高齢者が、尊厳を保持し住み慣れた自宅や地域で、安全に安心していつまでも元気で生き生きと自立した生活が送れるように、家族等と生活するなか（家族と関係を持ちながら）で、適切なサービスが受けられる環境づくりを推進することを理念とします。

地域共生社会の実現に向けて地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう「我が事･丸ごと」の包括的な支援体制を整備する必要があります。

2016年（平成28年）３月に策定した「第２次中野市総合計画」における、健康・福祉分野での基本政策である「支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり」を進めます。

・目標

前述の理念と、今後の高齢化を見据え、高齢者が住み慣れた地域で住みやすいと実感が持てるよう、介護サービス、地域支援事業及び高齢者福祉事業を適切に提供していくことを本計画の目標とします。

・計画期間

2018年度（平成30年度）から2020年度までの３か年を期間とします。

・基本方針

前述の目的を達成するため、以下の４点を基本方針とします。

〈地域包括ケアシステムの構築・推進〉
〈健康生活の維持・向上と生きがいづくり〉
〈介護予防・重度化防止・自立生活の支援〉
〈介護サービスの適切な提供〉

③　日常生活圏域の設定

本市の日常生活圏域は、地理的条件、人口、道路交通事情等の社会的条件及び介護保険施設等の整備状況を総合的に勘案し、概ね30分程度で行き来できる圏域であることから、市内全域を一圏域とし、各種の介護保険サービス事業等を推進していきます。

（2）地域包括ケアシステムの構築・推進事業

①　在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるため、医療･介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行います。

②　認知症施策の推進

認知症に対する地域の理解を一層深めるための取り組みを進めるほか、本人とその家族を支援する相談支援体制の整備、強化を図ります。

③　生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援等サービスを担う事業主体の、支援・協働体制の充実・強化を図ります。

高齢者の多様な生活支援や社会参加のニーズに応えるため、地域の実情に応じたサービスを提供し、高齢者に優しい地域づくりを推進します。

④　地域ケア会議の推進

医療・介護等の多職種が協働して個別課題の解決を図るとともに、ケアマネジメントの実践力を高め、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりにつなげます。

⑤　高齢者の居住安定に係る施策との連携

住み慣れた地域で暮らし続けられるよう住環境の整備を促進します。

（3）生きがいづくり・社会参加の支援事業

①　高齢者の就業支援

高齢化の進展を見据え、元気で働く意欲のある高齢者が活躍でき、充実感を持って生活できる社会環境を整えていくことが必要です。

定年延長等制度見直しの動向、シルバー人材センター事業など高齢者の勤務のための環境づくりを、地域や事業者と検討します。

シルバー人材センターは、「健康で働く意欲のある高齢者」に対し「就業機会を確保･提供」し、高齢者自らの「生きがいの充実」を図り、活力ある地域社会・安心して暮らせる地域づくりに貢献しています。

中野市と山ノ内町で構成している中野広域シルバー人材センターは、高齢者の就労の場の確保と生きがい、健康の増進を図るとともに、仕事を通じて積極的に地域社会に参加し貢献することで、地域社会の活性化に寄与しているため、事業運営に対し補助します。

②　その他取り組む事業

・高齢者の生きがいづくり、高齢者の積極的なボランティア活動等社会参加の支援

・高齢者の居住環境整備

（４）介護保険事業

①　事業を取り巻く概況

本市の人口は先述のとおり、減少しています。

今後、高齢化や社会の核家族化により、「老老介護」の増加、介護の長期化、重度化などがますます進んでいくと予想されます。

2012年度から2017年度の要介護認定実績に基づき、男女年齢５歳階級別に要介護認定者出現率を算出し、2018年度から2025年度の要介護（要支援）認定者数の推計を行いました。

平成18年度から行われている介護予防事業の予防効果も加味したうえで推移していくと、2020年度における認定者数は2,497人になると見込まれます。

認定者が増加する要因として、介護予防効果は出てくるものの、第１号被保険者数が急激に伸びること、介護保険制度開始から10年が経過し、広く一般に周知されたため、サービス利用に対する心理的抵抗が軽減されたことが挙げられます。

今後も介護状態の重症化を防止していくため、介護予防事業を推進していく必要があります。

②　介護サービス計画

介護保険サービス量の見込みについては、2016年度の利用実績をもとに、前述した2017年度以降の要介護認定者数の行動を反映することで算出を行いました。

・居宅介護サービス

居宅介護サービスは、要介護１以上の方を対象とした自宅を中心に利用するサービスで「訪問」、「通所」、「短期入所」などの様々な種類のサービスを提供します。

計画期間内のサービス供給量は、利用者のサービス需要に対して、100％供給することを目標とします。

・地域密着型サービス

今後も増加が見込まれる認知症高齢者や要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、創設されたサービス体系です。

高齢者実態調査の結果を受け、在宅サービスをより一層推進していく必要があります。

また、高齢者が中程度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で在宅生活を継続するためには、24時間365日いつでも訪問サービスが受けられる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や訪問・通所・宿泊サービスが一体的に提供できる「小規模多機能型居宅介護」などの普及が重要とされているため、必要とされるサービス量を見込んでいます。

・介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援１・要支援２の方を対象とした状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。

利用者本人のできることを増やし、生き生きとした生活を送れるように支援します。

計画期間内のサービス供給量は利用者のサービス需要に対して100％供給することを目標とし

ます。

・施設サービス

施設サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介療養型医療施設があります。要支援の方は利用できません。

2018年４月からは新たに介護医療院が創設されました。

介護老人福祉施設については、待機者及び今後の需要等を考慮し、北信広域連合において計画期間中に、短期入所からの転床と老人ホーム千曲荘の整備（増床）を行う予定のため、その影響を見込んでいます。

介護医療院については、第７次長野県保健医療計画と整合を図るため、医療病床から転換分を見込んでいます。

③　地域支援事業

住み慣れた地域において安心して暮らし続けるためには、高齢者が要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域においてその人らしい生活を営むことができるよう、関係機関・専門家と力を合わせて支援しています。

これからも高齢者の皆さんが、元気で活動的な生活を続けることができるよう、介護予防事業や介護予防に関する普及啓発事業を実施するとともに、地域の高齢者の総合窓口として地域包括支援センターの機能を強化し、包括的に支援する体制を確立していきます。

事業の運営にあたっては、公正・中立で、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。また、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種の職員が相互に情報を共有し、連携・協働してチームとして支えていきます。

・介護予防事業

地域支援事業としての介護予防事業は、要支援・要介護状態となるおそれの高い状態にある高齢者（二次予防事業対象者）やすべての高齢者（一次予防事業対象者）を対象とします。

高齢者人口の増加により介護予防事業の対象者も増えることが想定されることから、特に要支援・要介護状態に陥る可能性が高く、介護予防のサービスが必要とみられる者を把握し、保健・医療・福祉やその他の関係部門との連携により、「二次予防事業施策」として通所及び訪問による介護予防サービスを実施します。

また、市内で生活するすべての高齢者を対象に「一次予防事業施策」として、介護予防に関する講演会や教室等の開催、ボランティアの活動支援等を行います。

・包括的支援事業

地域で暮らす高齢者への介護予防ケアマネジメント、高齢者やその家族への相談や支援、権利擁護、介護支援専門員への支援等、幅の広い支援を行うものであり、地域包括支援センターによって実施されます。地域包括ケアの中核拠点として、きめ細かい相談支援体制の充実を図り、運営します。

・その他の地域支援事業

介護保険事業の安定化、被保険者の地域における自立した日常生活支援及び介護する者等に対

し、介護給付費用適正化事業や家族介護支援事業のほか必要な事業を実施していきます。

第６章　市民の意識や活動

１　意識調査結果

本計画の策定にあたり、地域の方々が福祉に関してどのような考えや要望をお持ちであるかを把握し、今後の施策や事業に活かしていくための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。実施の概要及び結果については、以下のとおりとなっています。

（１）意識調査の概要

○調査目的：中野市では、『第３次中野市地域福祉計画』の策定にあたり、地域で福祉に一番携わっていただいています前任・現民生児童委員の皆様に、この計画づくりに役立てる資料とするため、また、今後の福祉行政の参考とさせていただくための基礎資料を得ることを目的としている。

○調査対象：市内に住居する
①民生児童委員
②前民生児童委員
合計：175名
※福祉に関する一定の知識や経験をお持ちの方への調査

○実施期間：調査票の検討……平成30年６月28日～７月10日
調査票の配布・回収……平成30年７月12日～７月31日（20日間）
入力・集計……平成30年８月１日～８月31日

○配布・回収状況：配布票数／175票
回収票数／124票
回収票率／70.9%

○集計方法：電子計算機による集計

○そ の 他：複数回答の設問については、回答の合計が回収票数を上回る場合があります。

（２）意識調査結果

【回答者の基本属性】

問１　あなたの性別を教えてください。

男性の回答者数は61人、女性の回答者数は60人でした。

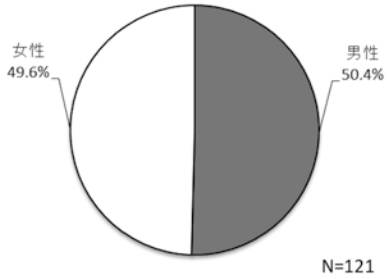

	（人）	（%）
男性	61	50.4%
女性	60	49.6%
〈合計〉	121	

【ご自身の状況】

問２　近所の人とどの程度のお付き合いをしていますか。あてはまるものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「３．顔が会えば立ち話をする程度」であり、次いで「２．よく行き来はするが、家庭の中までは入らない」となっています。

「顔が会えば立ち話をする程度」の方が多く、比較的緩やかな付き合いの方が主となっています。反対に、「近所付き合いはあまりない」方はほとんどおらず、多くの方がなんらかの形で近隣とのつながりを持ち得ている状況にあると考えられます。

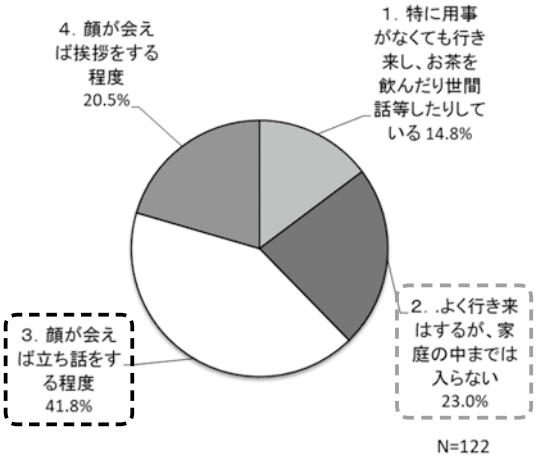

	（人）	（%）
１．特に用事がなくても行き来し、お茶を飲んだり世間話等したりしている	18	14.8%
２．よく行き来はするが、家庭の中までは入らない	28	23.0%
３．顔が会えば立ち話をする程度	51	41.8%
４．顔が会えば挨拶をする程度	25	20.5%
５．近所付き合いはあまりない	0	0%
６．その他	0	0%
〈合計〉	122	

問３　地域生活について、あなたはどのようにお考えをお持ちですか。あてはまるものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「２．地域住民が助け合い、協力して住みやすい地域をつくることが望ましい」であり、次いで「１．自分（家族）でできることは自分でやることが望ましい」となっています。

「地域住民が助け合い、協力して住みやすい地域をつくることが望ましい（共助・互助的）」と考える方が多く、自助や公助といった考え方に比べ、共助・互助といった考え方を尊重する傾向が強くなっています。また、「１．自分（家族）でできることは自分でやることが望ましい」が次いで多く、自助に強い意志が示されています。

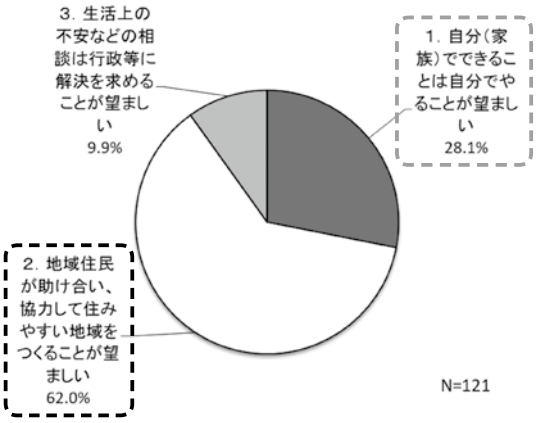

	（人）	（%）
１．自分（家族）でできることは自分でやることが望ましい	34	28.1%
２．地域住民が助け合い、協力して住みやすい地域をつくることが望ましい	75	62.0%
３．生活上の不安などの相談は行政等に解決を求めることが望ましい	12	9.9%
４．その他	0	0%
〈合計〉	121	

問４　地域の行事や区の活動、ＰＴＡ活動などの参加について、あてはまるものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。
（区公民館分館、青少年健全育成等の文化祭、球技大会、お祭り、もちつき大会など）

最も多い回答は、「２. 都合が合えば参加している」であり、次いで「１. 積極的に参加している」となっています。「都合が合えば参加している」方が多く、「積極的に参加している」方も比較的多い状況にあります。

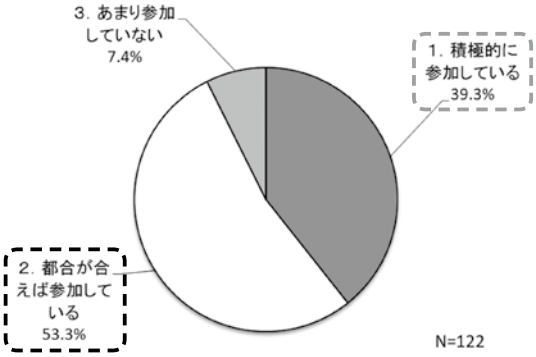

	（人）	（%）
１．積極的に参加している	48	39.3%
２．都合が合えば参加している	65	53.3%
３．あまり参加していない	9	7.4%
〈合計〉	122	

問５　地域の人との関わり（近所付き合い）が昔と比べて希薄になってきていると言われていますが、どのように考えていますか。あてはまるものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「４．これ以上希薄になっては困る」であり、次いで「１．時代の流れで仕方がない」となっています。

「これ以上希薄になっては困る」と考える方が多い一方で、「時代の流れで仕方がない」と考える方もこれに匹敵する多い割合を占めています。現状のつながりを維持することが大切と考える方が多い一方で、時代に合ったつながりのあり方を考えていく必要性も高まっていると考えられます。

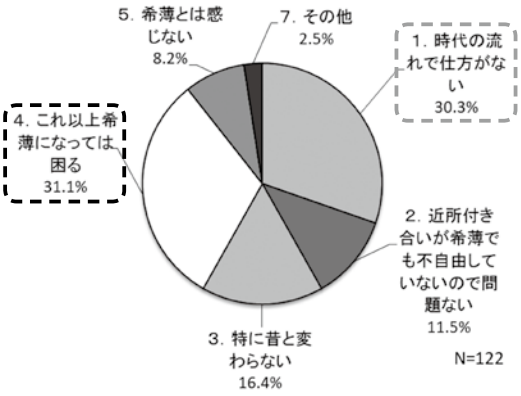

	（人）	（%）
１．時代の流れで仕方がない	37	30.3%
２．近所付き合いが希薄でも不自由していないので問題ない	14	11.5%
３．特に昔と変わらない	20	16.4%
４．これ以上希薄になっては困る	38	31.1%
５．希薄とは感じない	10	8.2%
６．わからない	0	0%
７．その他	3	2.5%
〈合計〉	122	

問６　今お住いの地域に今後も住み続けたいですか。あてはまるものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「１．住み続けたい」となっています。

「住み続けたい」と考える方が非常に多くなっています。

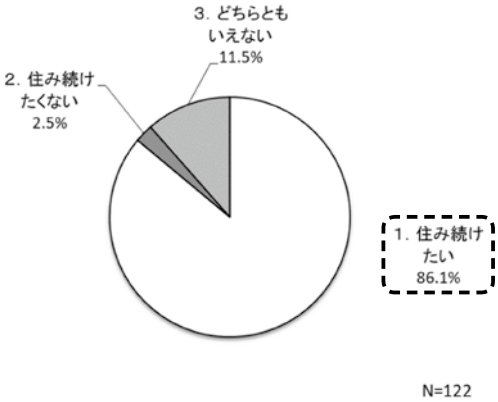

	（人）	（%）
１．住み続けたい	105	86.1%
２．住み続けたくない	3	2.5%
３．どちらともいえない	14	11.5%
〈合計〉	122	

【福祉に対する考え方】

問７ 適切な福祉サービスを提供するために、最も重要なことはなんでしょうか。お考えに近いものを２つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「６．福祉サービスに関する相談体制や介護のケアマネジメントを充実させる」であり、次いで「２．福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる」となっています。

サービスそのものよりも、相談やマネジメントといった周辺サービス・体制に関するニーズが高まっているのが特徴的であるとともに、費用等の経済的な面、情報提供など、様々な面での充実が求められている状況があらわれています。

また、前回調査も同様である一方、保健事業の充実、事業所数や設備充実に対する意見の増加傾向がありました。

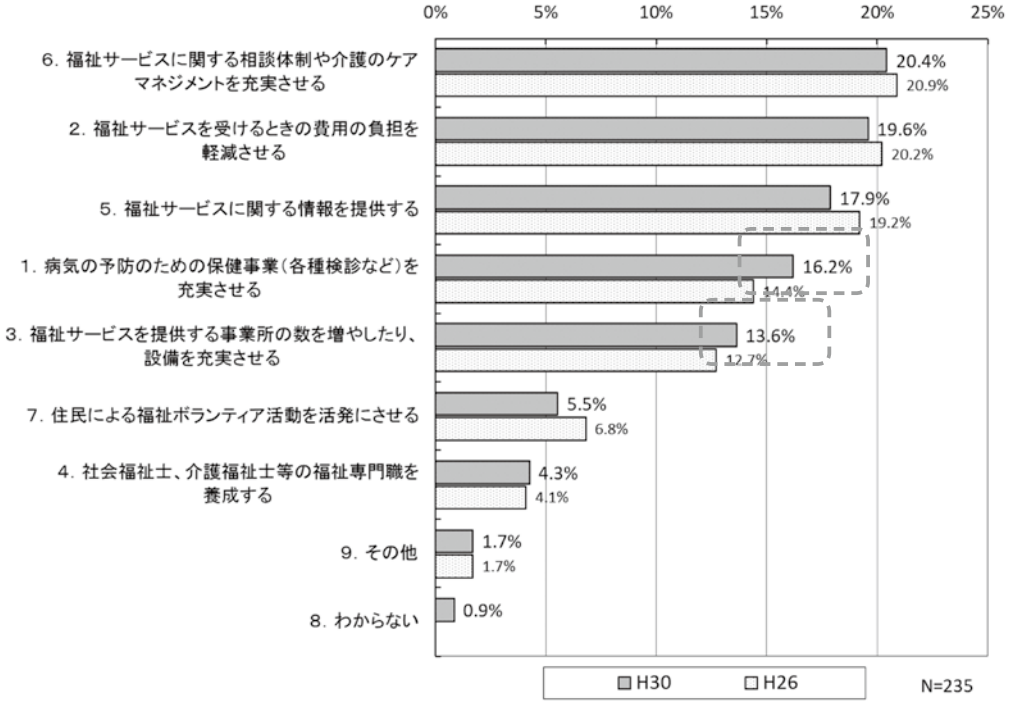

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
6．福祉サービスに関する相談体制や介護のケアマネジメントを充実させる	48	20.4%	20.9%
2．福祉サービスを受けるときの費用の負担を軽減させる	46	19.6%	20.2%
5．福祉サービスに関する情報を提供する	42	17.9%	19.2%
1．病気の予防のための保健事業（各種検診など）を充実させる	38	16.2%	14.4%
3．福祉サービスを提供する事業所の数を増やしたり、設備を充実させる	32	13.6%	12.7%
7．住民による福祉ボランティア活動を活発にさせる	13	5.5%	6.8%
4．社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職を養成する	10	4.3%	4.1%
9．その他	4	1.7%	1.7%
8．わからない	2	0.9%	0%
〈合計〉	235		

【少子高齢化について】

問８　少子化は何が原因だとお考えですか。お考えに最も近いものを１つだけ選んで番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「３．結婚・出産に対する価値観の変化」であり、次いで「２．仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていなかったこと（出産により職場等を離職、退職により職を失う。保育所等にすぐ入所できないなど）」となっています。

「結婚･出産に対する価値観の変化」が主な原因として考えられています。また、これに次いで「仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていなかったこと」も多く挙がっており、世代的な意識の変遷、並びに仕事との両立環境といった時代情勢が少子化の主な要因として捉えられています。

社会全体の価値観・生活に対する余裕感の低下、再就職支援の強化が考えられます。

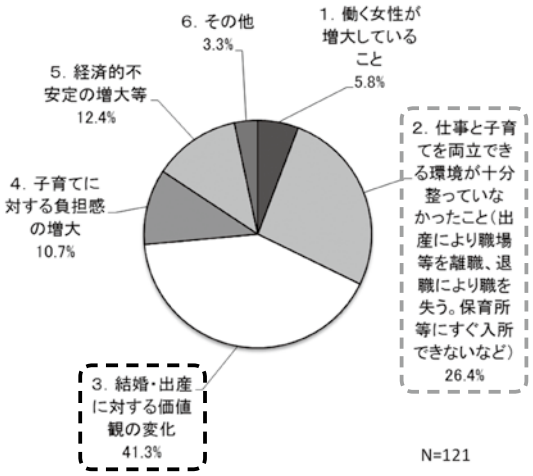

	（人）	（%）
１．働く女性が増大していること	7	5.8%
２．仕事と子育てを両立できる環境が十分整っていなかったこと（出産により職場等を離職、退職により職を失う。保育所等にすぐ入所できないなど）	32	26.4%
３．結婚・出産に対する価値観の変化	50	41.3%
４．子育てに対する負担感の増大	13	10.7%
５．経済的不安定の増大等	15	12.4%
６．その他	4	3.3%
〈合計〉	121	

問９　結婚しない人にどんなことが必要だとお考えでしょうか。最も近いものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。

「本人の意志であるため関わる必要はない」が最も多く、「友達等が積極的に結婚するようかかわること」「市等行政が積極的に婚活事業等を開催すること」「親、親戚等が積極的に結婚するようかかわること」などが、結婚しない人へのアプローチとして考えられています。

市の対応可能な範囲で、環境づくりを望む意見があります。

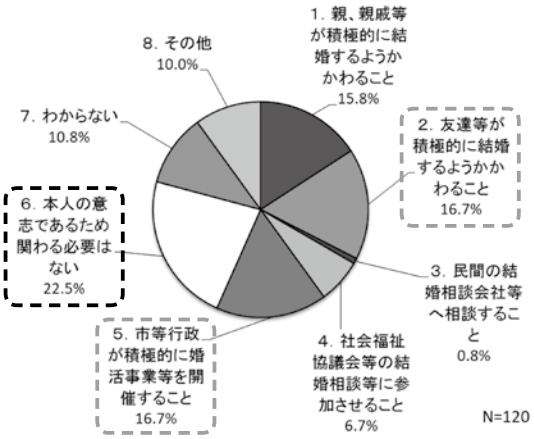

	（人）	（%）
1．親、親戚等が積極的に結婚するようかかわること	19	15.8%
2．友達等が積極的に結婚するようかかわること	20	16.7%
3．民間の結婚相談会社等へ相談すること	1	0.8%
4．社会福祉協議会等の結婚相談等に参加させること	8	6.7%
5．市等行政が積極的に婚活事業等を開催すること	20	16.7%
6．本人の意志であるため関わる必要はない	27	22.5%
7．わからない	13	10.8%
8．その他	12	10.0%
〈合計〉	120	

【高齢期や日常生活について】

問10　「高齢期」をどのように過ごせたらよいとお考えですか。最も近いものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「２．収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい」と、「３．趣味や余暇を楽しみたい」となっています。

社会参加・仕事参加など、家から外に出て活動する意義に関する意見が約半数ありました。

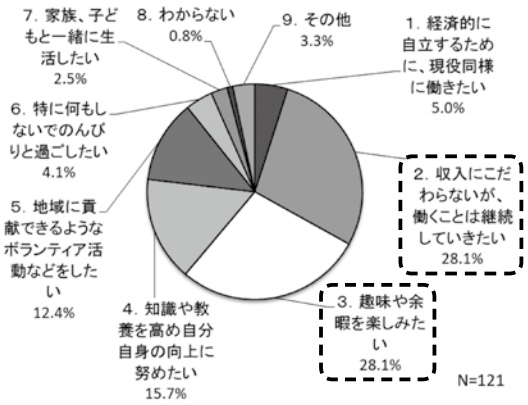

	（人）	（%）
１．経済的に自立するために、現役同様に働きたい	6	5.0%
２．収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい	34	28.1%
３．趣味や余暇を楽しみたい	34	28.1%
４．知識や教養を高め自分自身の向上に努めたい	19	15.7%
５. 地域に貢献できるようなボランティア活動などをしたい	15	12.4%
６．特に何もしないでのんびりと過ごしたい	5	4.1%
７．家族、子どもと一緒に生活したい	3	2.5%
８．わからない	1	0.8%
９．その他	4	3.3%
〈合計〉	121	

問11 将来、どのようなことに不安や悩みを感じますか。あてはまるものを３つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「１. 自分の健康に関すること」であり、次いで「７. 収入や家計に関すること」となっています。

前回調査と比較し、収入などへの不安感、相対的な福祉･保健サービス意見数の減少から、福祉･保健サービスの不安感よりも、現実的な日々の生活維持に対する不安感の増大が見られます。

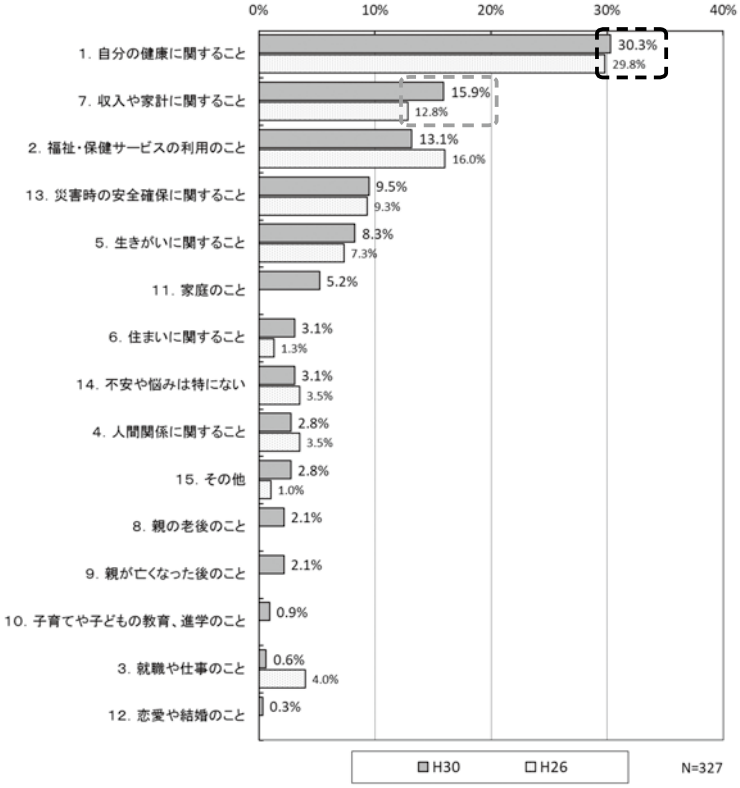

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
1．自分の健康に関すること	99	30.3%	29.8%
7．収入や家計に関すること	52	15.9%	12.8%
2．福祉・保健サービスの利用のこと	43	13.1%	16.0%
13．災害時の安全確保に関すること	31	9.5%	9.3%
5．生きがいに関すること	27	8.3%	7.3%
11．家庭のこと	17	5.2%	－
6．住まいに関すること	10	3.1%	1.3%
14．不安や悩みは特にない	10	3.1%	3.5%
4．人間関係に関すること	9	2.8%	3.5%
15．その他	9	2.8%	1.0%
8．親の老後のこと	7	2.1%	－
9．親が亡くなった後のこと	7	2.1%	－
10．子育てや子どもの教育、進学のこと	3	0.9%	－
3．就職や仕事のこと	2	0.6%	4.0%
12．恋愛や結婚のこと	1	0.3%	－
〈合計〉	327		

問12　市の福祉関連の情報は、どうやって知ることが多いですか。あてはまるものをいくつでも選んで、番号に○を付けてください。

「市役所の広報紙」が最も多く、「市や社会福祉協議会の広報・パンフレット」がこれに次いで多くなっています。各種窓口や新聞・テレビといったものは比較的少なく、市等の書面・書物が情報源として使われている状況となっています。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した周知が望まれます。

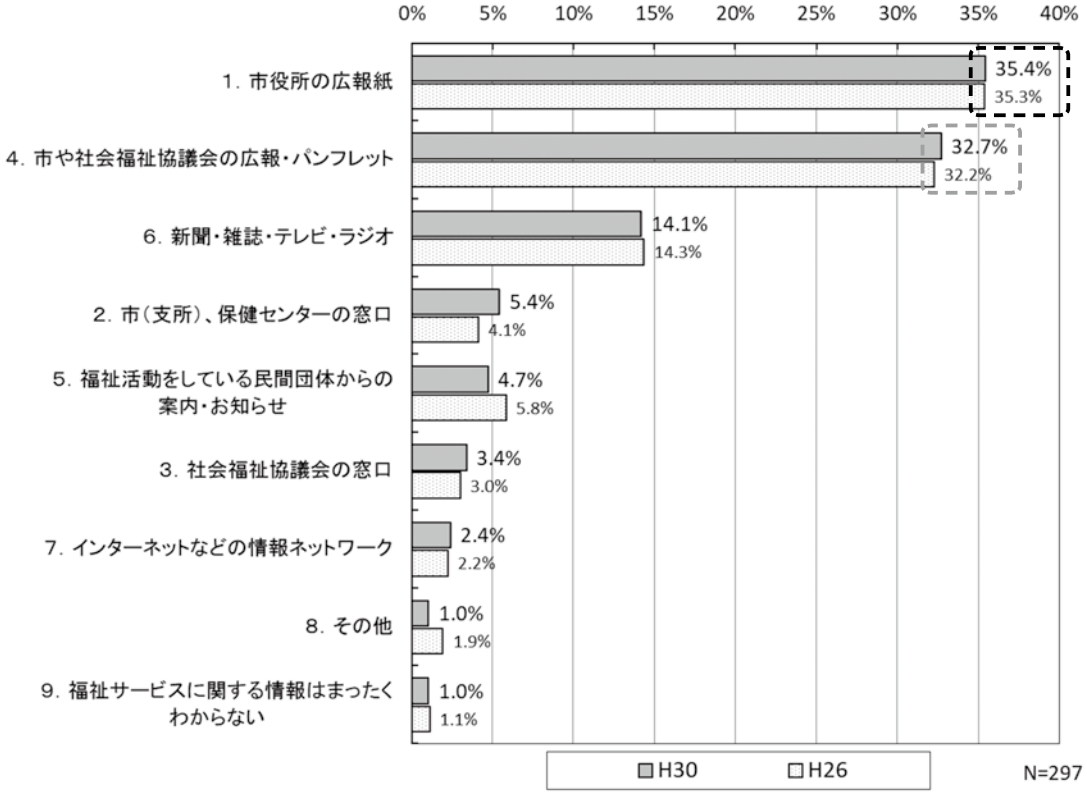

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
1．市役所の広報紙	105	35.4%	35.3%
4．市や社会福祉協議会の広報・パンフレット	97	32.7%	32.2%
6．新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	42	14.1%	14.3%
2．市（支所）、保健センターの窓口	16	5.4%	4.1%
5．福祉活動をしている民間団体からの案内・お知らせ	14	4.7%	5.8%
3．社会福祉協議会の窓口	10	3.4%	3.0%
7．インターネットなどの情報ネットワーク	7	2.4%	2.2%
8．その他	3	1.0%	1.9%
9．福祉サービスに関する情報はまったくわからない	3	1.0%	1.1%
〈合計〉	297		

問13 介護が必要になった場合、どのようにしたいとお考えですか。考えに最も近いものを１つだけ選んで、番号に○を付けてください。

「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が非常に多く、次いで「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」「できれば福祉施設で介護してもらいたい」の順で続いています。

身近な家族が介護に関わることを希望する方が多い一方、福祉施設を希望する方は比較的少数にとどまっています。

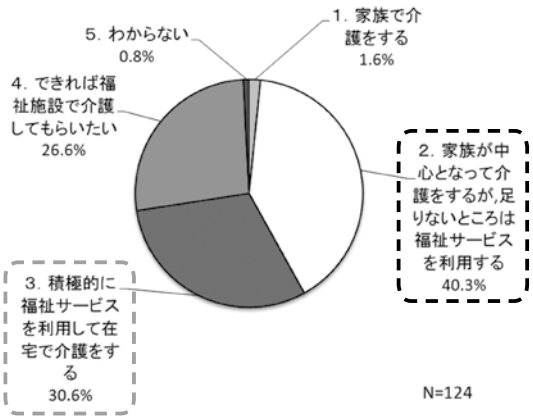

	（人）	（%）
1．家族で介護をする	2	1.6%
2．家族が中心となって介護をするが，足りないところは福祉サービスを利用する	50	40.3%
3．積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする	38	30.6%
4．できれば福祉施設で介護してもらいたい	33	26.6%
5．わからない	1	0.8%
6．その他	0	0%
〈合計〉	124	

問14 一人暮らしの高齢者が生活で相談する場合、一番最初に相談する場所はどこが窓口等になるとお考えですか。１つだけ選んで番号に○を付けてください。

「子ども、兄妹等親族」が多くなっています。次いで「民生委員や区の役員」「市役所、行政」の順で続いています。「隣近所の住民」を挙げる方はわずかな割合にとどまっており、近隣での相談ではなく、親族や民生委員等への相談が一般的になるだろうと考えられています。

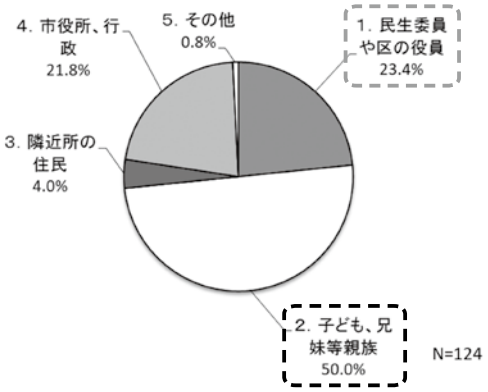

	（人）	（%）
1．民生委員や区の役員	29	23.4%
2．子ども、兄妹等親族	62	50.0%
3．隣近所の住民	5	4.0%
4．市役所、行政	27	21.8%
5．その他	1	0.8%
〈合計〉	124	

【地域福祉への取り組み方】

問15　地域の福祉をより充実させるためには、住民にとってどんなことが必要だと思いますか。あなたの考えに近いものをいくつでも選んで、番号に○を付けてください。

「住民が福祉に関心をもち、福祉のまちづくりの一員であることを意識すること」が最も多いほか、「住民どうしが支え合い、助け合いを行う活動を活発にすること」も比較的多くなっています。住民どうしの共助が地域福祉の基本的なことがらとして捉えられているとともに、市民一人ひとりの意識として、福祉への関心、啓発が必要と考えられています。

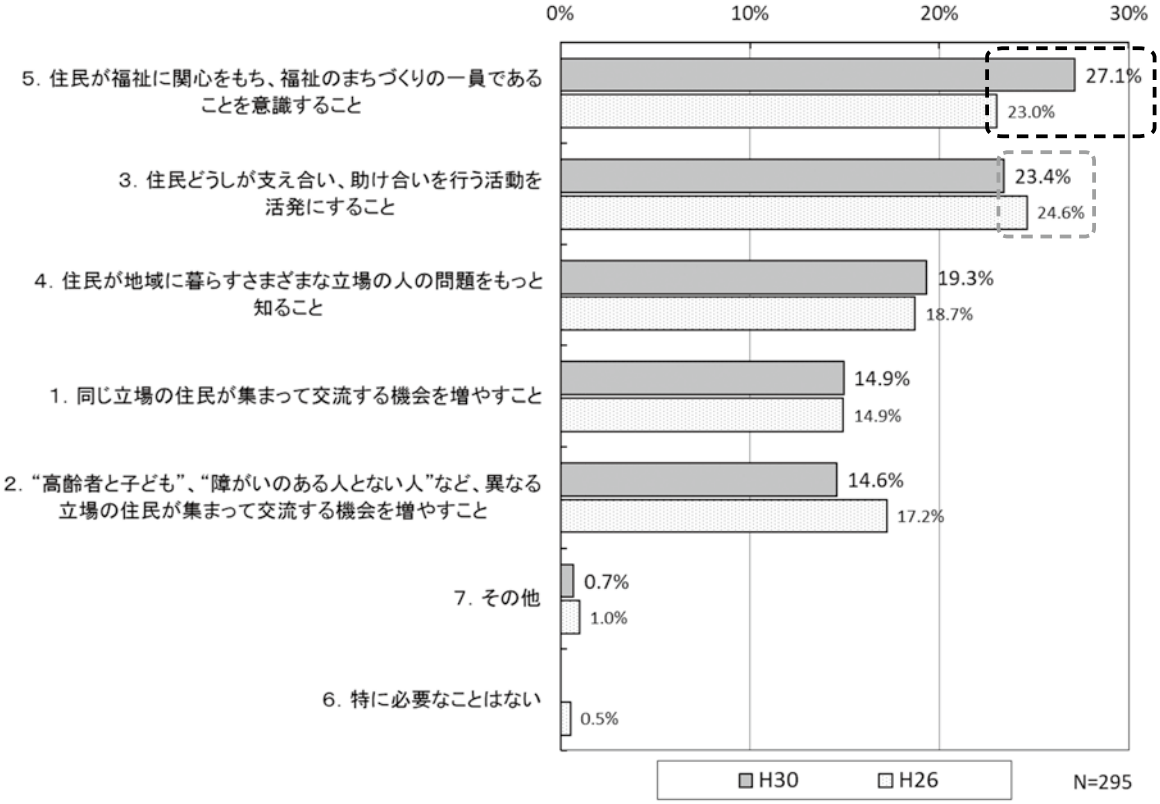

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
5．住民が福祉に関心をもち、福祉のまちづくりの一員であることを意識すること	80	27.1%	23.0%
3．住民どうしが支え合い、助け合いを行う活動を活発にすること	69	23.4%	24.6%
4．住民が地域に暮らすさまざまな立場の人の問題をもっと知ること	57	19.3%	18.7%
1．同じ立場の住民が集まって交流する機会を増やすこと	44	14.9%	14.9%
2．“高齢者と子ども”、“障がいのある人とない人”など、異なる立場の住民が集まって交流する機会を増やすこと	43	14.6%	17.2%
7．その他	2	0.7%	1.0%
6．特に必要なことはない	0	0%	0.5%
〈合計〉	295		

問16 高齢者が住みよいまちをつくるために、今後中野市においてどのようなことが重要だと考えますか。あなたの考えに最も近いものを３つまで選んで、番号に○を付けてください。

「通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実」が最も多く、次いで「地区などを単位とする地域の支えあい活動の充実」「保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実」の順で続いています。

日常生活を送るうえでの支援サービスの必要性が高いと考えられており、地域の支えあいや情報提供、相談機能の充実など、多様な福祉ニーズが挙がっています。

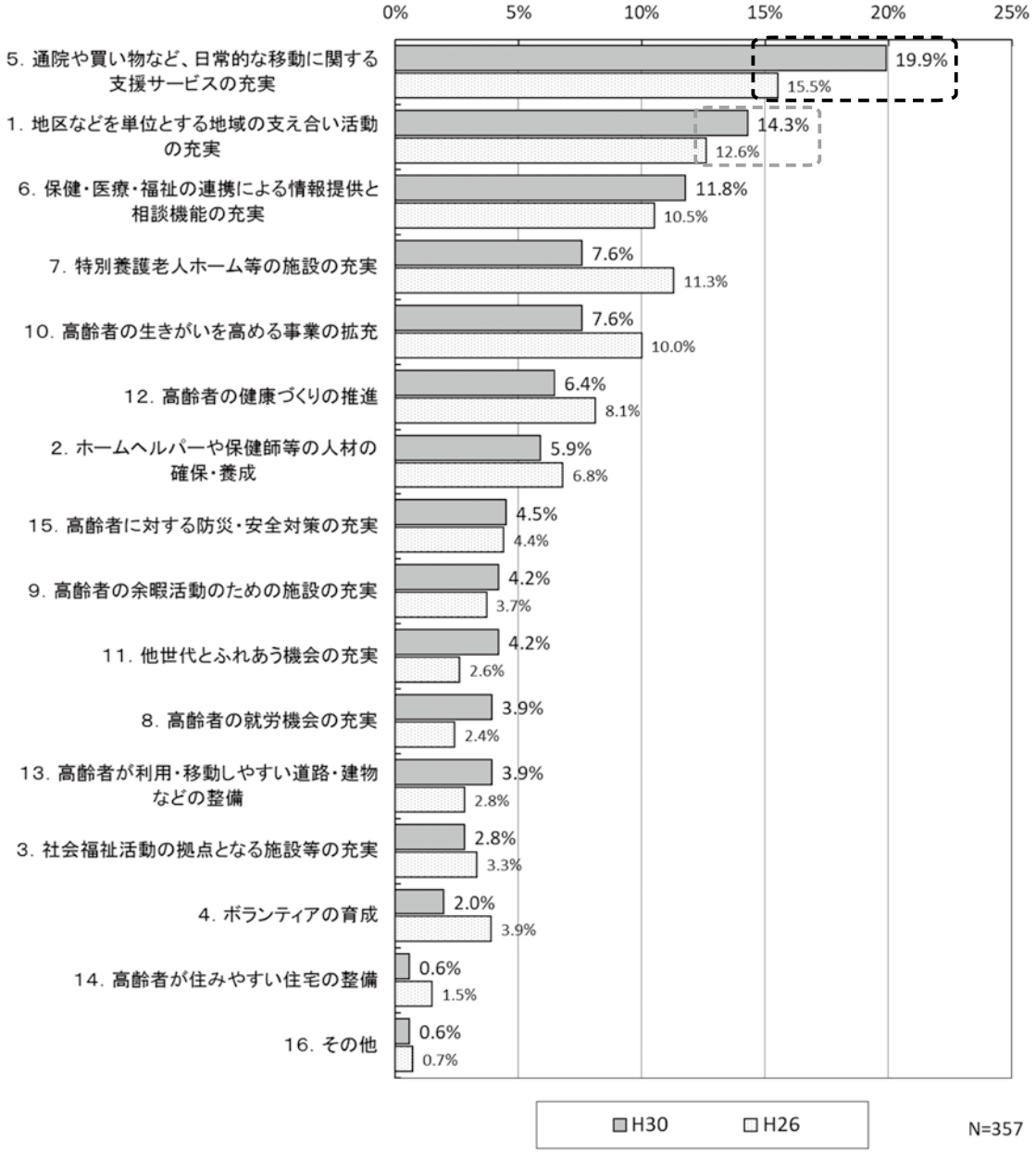

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
５．通院や買い物など、日常的な移動に関する支援サービスの充実	71	19.9%	15.5%
１．地区などを単位とする地域の支え合い活動の充実	51	14.3%	12.6%
６．保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実	42	11.8%	10.5%
７．特別養護老人ホーム等の施設の充実	27	7.6%	11.3%
10．高齢者の生きがいを高める事業の拡充	27	7.6%	10.0%
12．高齢者の健康づくりの推進	23	6.4%	8.1%
２．ホームヘルパーや保健師等の人材の確保・養成	21	5.9%	6.8%
15．高齢者に対する防災・安全対策の充実	16	4.5%	4.4%
９．高齢者の余暇活動のための施設の充実	15	4.2%	3.7%
11．他世代とふれあう機会の充実	15	4.2%	2.6%
８．高齢者の就労機会の充実	14	3.9%	2.4%
13．高齢者が利用・移動しやすい道路・建物などの整備	14	3.9%	2.8%
３．社会福祉活動の拠点となる施設等の充実	10	2.8%	3.3%
４．ボランティアの育成	7	2.0%	3.9%
14．高齢者が住みやすい住宅の整備	2	0.6%	1.5%
16．その他	2	0.6%	0.7%
〈合計〉	357		

問17 障がいのある方が住みよいまちをつくるために、今後中野市においてどのようなことが重要だと考えますか。考えに最も近いものを５つまで選んで、番号に○を付けてください。

「障がいのある方の雇用の促進や就労の場の確保」が最も多く、次いで「区などを単位とする地域の支え合い活動の充実」「災害時における障がいのある方への地域の支援体制」となっています。

雇用・就労が最も多い一方、経済面や情報・相談、支え合いなど、回答は幅広い分野に及んでおり、きめ細かい多様な対応が求められている状況にあります。

前回調査と比較し、市民に対する、日常的及び発災時の地域支援の組織強化、障がいのある方への支援に関する教育や交流・広報などの充実に対する意見が増加しました。

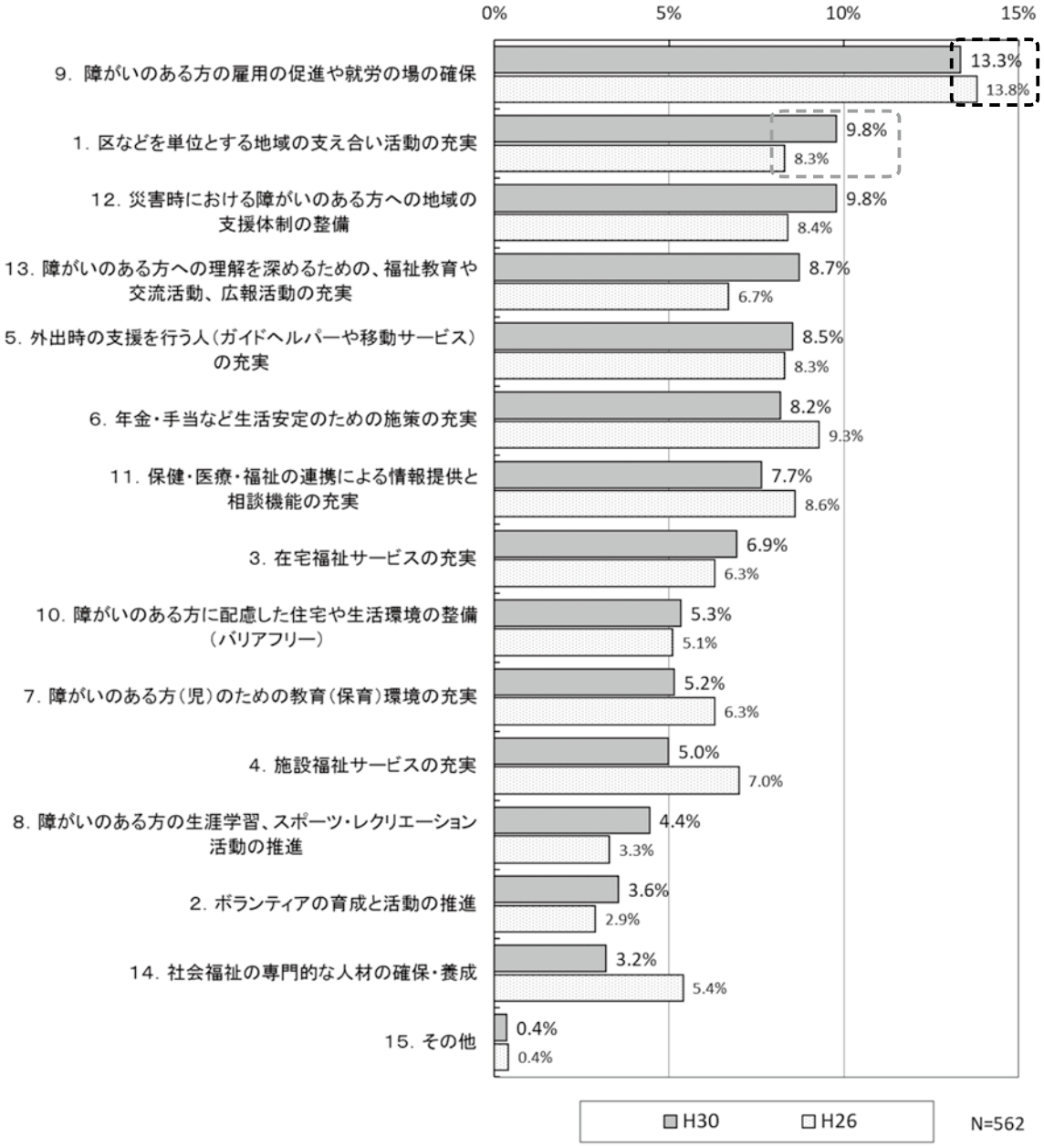

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
９．障がいのある方の雇用の促進や就労の場の確保	75	13.3%	13.8%
１．区などを単位とする地域の支え合い活動の充実	55	9.8%	8.3%
12．災害時における障がいのある方への地域の支援体制の整備	55	9.8%	8.4%
13．障がいのある方への理解を深めるための、福祉教育や交流活動、広報活動の充実	49	8.7%	6.7%
５．外出時の支援を行う人（ガイドヘルパーや移動サービス）の充実	48	8.5%	8.3%
６．年金・手当など生活安定のための施策の充実	46	8.2%	9.3%
11．保健・医療・福祉の連携による情報提供と相談機能の充実	43	7.7%	8.6%
３．在宅福祉サービスの充実	39	6.9%	6.3%
10．障がいのある方に配慮した住宅や生活環境の整備（バリアフリー）	30	5.3%	5.1%
７．障がいのある方（児）のための教育（保育）環境の充実	29	5.2%	6.3%
４．施設福祉サービスの充実	28	5.0%	7.0%
８．障がいのある方の生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進	25	4.4%	3.3%
２．ボランティアの育成と活動の推進	20	3.6%	2.9%
14．社会福祉の専門的な人材の確保・養成	18	3.2%	5.4%
15．その他	2	0.4%	0.4%
〈合計〉	562		

問18 子どもを健やかに育てるために、今後中野市においてどのようなことが重要だと考えますか。考えに最も近いものを５つまで選んで、番号に○を付けてください。

「子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備」が最も多く、次いで「地域ぐるみで子どもの成長と子育てを支える環境の整備」となっています。

仕事との両立が多く挙がる一方、地域ぐるみの環境面、母子保健、放課後支援をはじめ、多様なニーズが挙がっており、子育て環境づくりや少子化対策について、複合的な取り組みが必要との認識があらわれる結果となっています。

前回調査と比較し、雇用環境整備、子育て支援環境整備、母子保健への安心感の向上に関する意見が増加しており、安定した子育てに対する環境づくりに関する取り組みを望んでおられます。

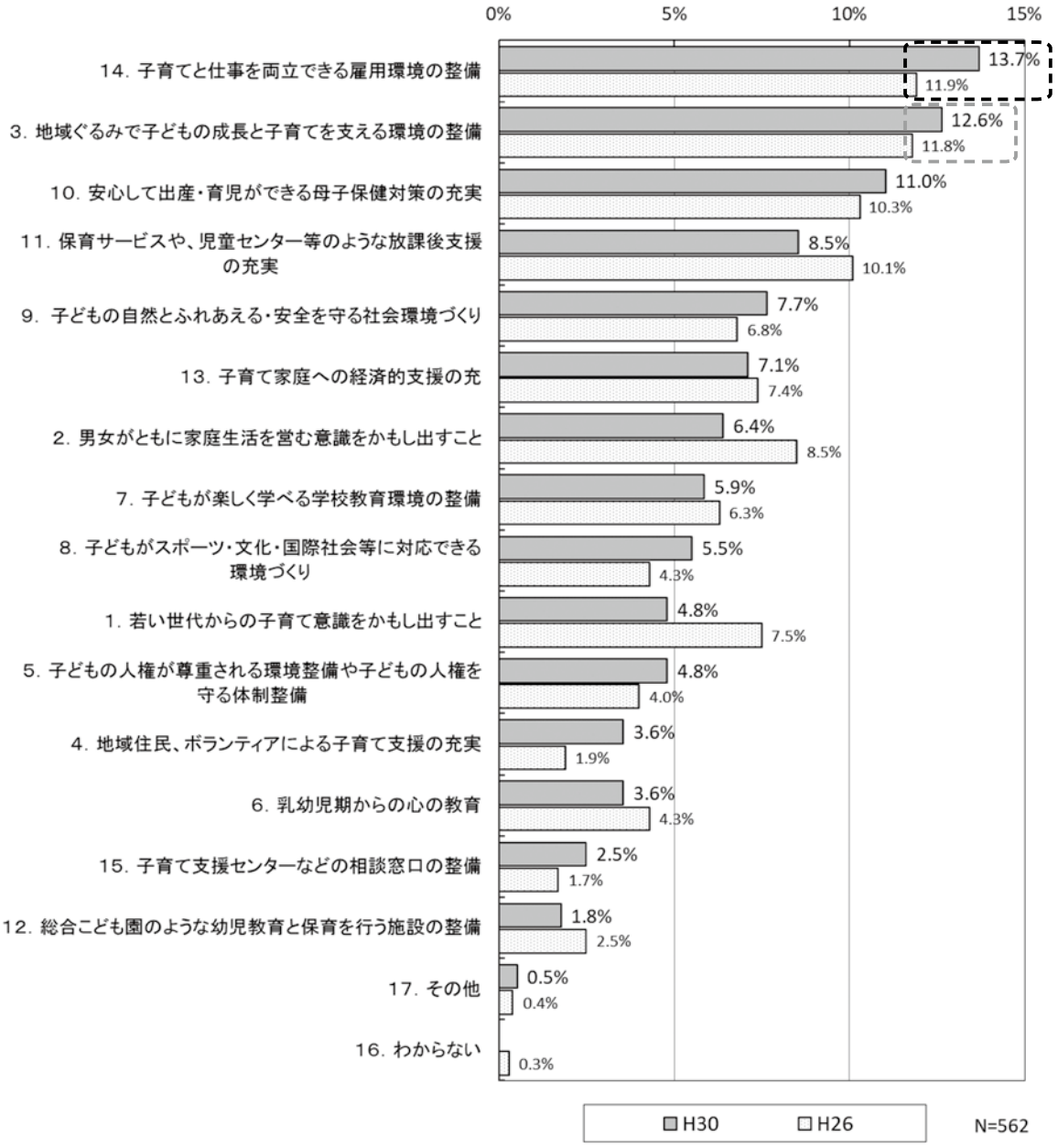

【複数回答】

	H30(人)	H30(%)	H26(%)
14. 子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備	77	13.7%	11.9%
3. 地域ぐるみで子どもの成長と子育てを支える環境の整備	71	12.6%	11.8%
10. 安心して出産・育児ができる母子保健対策の充実	62	11.0%	10.3%
11. 保育サービスや、児童センター等のような放課後支援の充実	48	8.5%	10.1%
9. 子どもの自然とふれあえる・安全を守る社会環境づくり	43	7.7%	6.8%
13. 子育て家庭への経済的支援の充	40	7.1%	7.4%
2. 男女がともに家庭生活を営む意識をかもし出すこと	36	6.4%	8.5%
7. 子どもが楽しく学べる学校教育環境の整備	33	5.9%	6.3%
8. 子どもがスポーツ・文化・国際社会等に対応できる環境づくり	31	5.5%	4.3%
1. 若い世代からの子育て意識をかもし出すこと	27	4.8%	7.5%
5. 子どもの人権が尊重される環境整備や子どもの人権を守る体制整備	27	4.8%	4.0%
4. 地域住民、ボランティアによる子育て支援の充実	20	3.6%	1.9%
6. 乳幼児期からの心の教育	20	3.6%	4.3%
15. 子育て支援センターなどの相談窓口の整備	14	2.5%	1.7%
12. 総合こども園のような幼児教育と保育を行う施設の整備	10	1.8%	2.5%
17. その他	3	0.5%	0.4%
16. わからない	0	0%	0.3%
〈合計〉	562		

問19 近隣住民の助け合う活動として、どんなことがあると思いますか。あてはまるものをいくつでも選んで、番号に○をつけてください。

最も多い回答は、「日常の見守り、安否の確認や報告」であり、次いで「雪かき」「災害時の避難誘導･支援、安否確認や報告」「話し相手」の順で続いています。日常生活の安心･安全の確保から、話し相手、災害対応、力仕事である雪かきまで、多様なニーズが挙がっており、生涯を通じて地域で暮らしていくための様々な課題にどのように対応していくかが問われていると言えます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

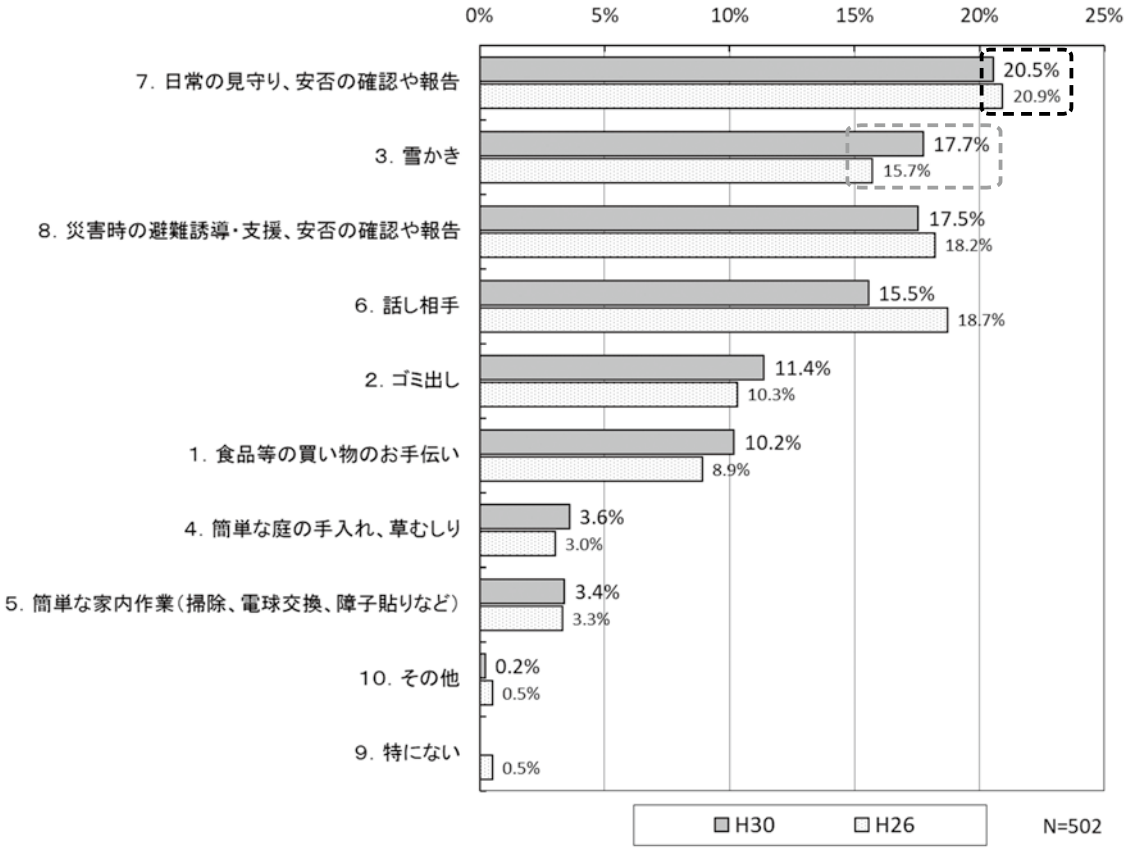

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
7．日常の見守り、安否の確認や報告	103	20.5%	20.9%
3．雪かき	89	17.7%	15.7%
8．災害時の避難誘導・支援、安否の確認や報告	88	17.5%	18.2%
6．話し相手	78	15.5%	18.7%
2．ゴミ出し	57	11.4%	10.3%
1．食品等の買い物のお手伝い	51	10.2%	8.9%
4．簡単な庭の手入れ、草むしり	18	3.6%	3.0%
5．簡単な家内作業（掃除、電球交換、障子貼りなど）	17	3.4%	3.3%
10．その他	1	0.2%	0.5%
9．特にない	0	0%	0.5%
〈合計〉	502		

問20　現在、不便だと感じることはありますか。あてはまるものをいくつでも選んで番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「買物する場所が遠く高齢になり車に乗れなくなった場合」であり、次いで「子どもの減少」「高齢世帯が多く、区等の役員の成り手がいない」となっています。

道路等の除雪や認知症対策等、多様な回答が挙がっているものの、日常生活の交通の確保に大きな不安を感じていることがわかります。

前回調査と比較し、地区の担い手不足、交通利便性の意見が増えています。

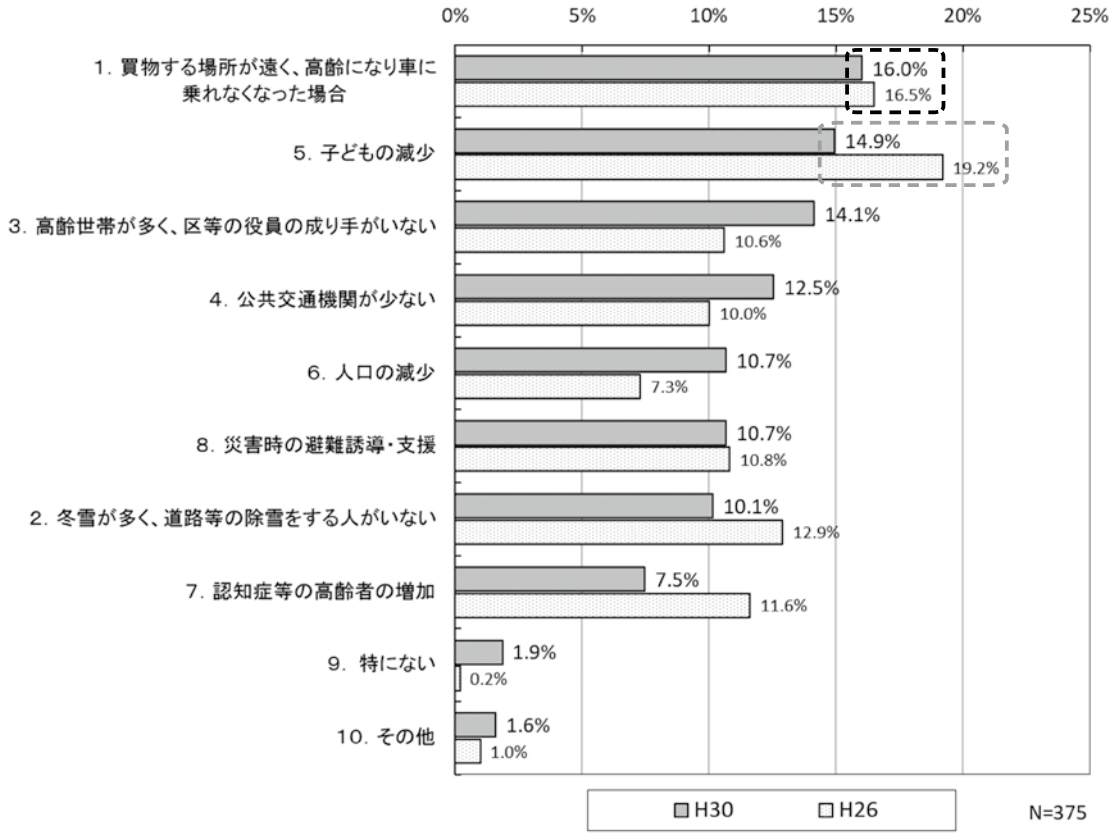

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
1．買物する場所が遠く、高齢になり車に乗れなくなった場合	60	16.0%	16.5%
5．子どもの減少	56	14.9%	19.2%
3．高齢世帯が多く、区等の役員の成り手がいない	53	14.1%	10.6%
4．公共交通機関が少ない	47	12.5%	10.0%
6．人口の減少	40	10.7%	7.3%
8．災害時の避難誘導・支援	40	10.7%	10.8%
2．冬雪が多く、道路等の除雪をする人がいない	38	10.1%	12.9%
7．認知症等の高齢者の増加	28	7.5%	11.6%
9．特にない	7	1.9%	0.2%
10．その他	6	1.6%	1.0%
〈合計〉	375		

【ボランティア活動、福祉教育について】

問21 どのような条件が整えば市民がボランティアに参加しやすくなると思いますか。考えに最も近いものを２つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「自分に合った時間や内容の活動であれば参加しやすい」であり、次いで「自分の仕事や特技を活かせれば参加しやすい」となっています。

時間や内容等、個々人の状況に合わせた参加状況であることが参加への第一歩として捉えられています。また、仕事や特技などの特徴を活かすことも、これからのボランティア推進方策として重視されています。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

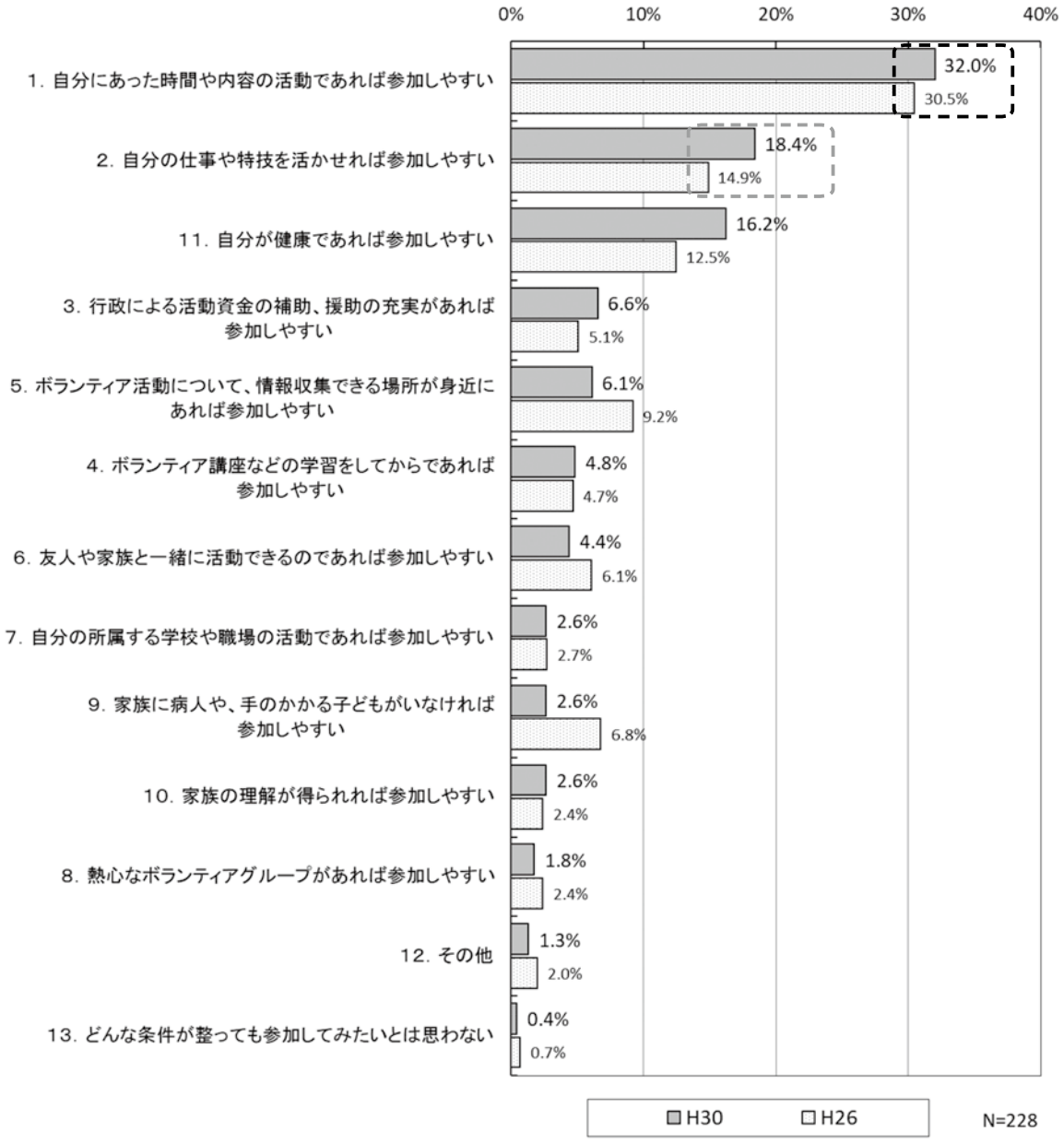

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
1．自分にあった時間や内容の活動であれば参加しやすい	73	32.0%	30.5%
2．自分の仕事や特技を活かせれば参加しやすい	42	18.4%	14.9%
11．自分が健康であれば参加しやすい	37	16.2%	12.5%
3．行政による活動資金の補助、援助の充実があれば参加しやすい	15	6.6%	5.1%
5．ボランティア活動について、情報収集できる場所が身近にあれば参加しやすい	14	6.1%	9.2%
4．ボランティア講座などの学習をしてからであれば参加しやすい	11	4.8%	4.7%
6．友人や家族と一緒に活動できるのであれば参加しやすい	10	4.4%	6.1%
7．自分の所属する学校や職場の活動であれば参加しやすい	6	2.6%	2.7%
9．家族に病人や、手のかかる子どもがいなければ参加しやすい	6	2.6%	6.8%
10．家族の理解が得られれば参加しやすい	6	2.6%	2.4%
8．熱心なボランティアグループがあれば参加しやすい	4	1.8%	2.4%
12．その他	3	1.3%	2.0%
13．どんな条件が整っても参加してみたいとは思わない	1	0.4%	0.7%
〈合計〉	228		

問22 中野市でボランティア活動をもっと盛んにするためには、何が必要だと思いますか。考えに近いものを２つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「誰でも気軽に参加できるような内容の活動」であり、次いで「情報をわかりやすく提供すること」となっています。

気軽な参加がまず必要であるとともに、情報を幅広く、親しみやすい形で提供することが必要との認識が示されており、ボランティアの輪を広げるための方策として、取り組んでいく必要性が認識できます。前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

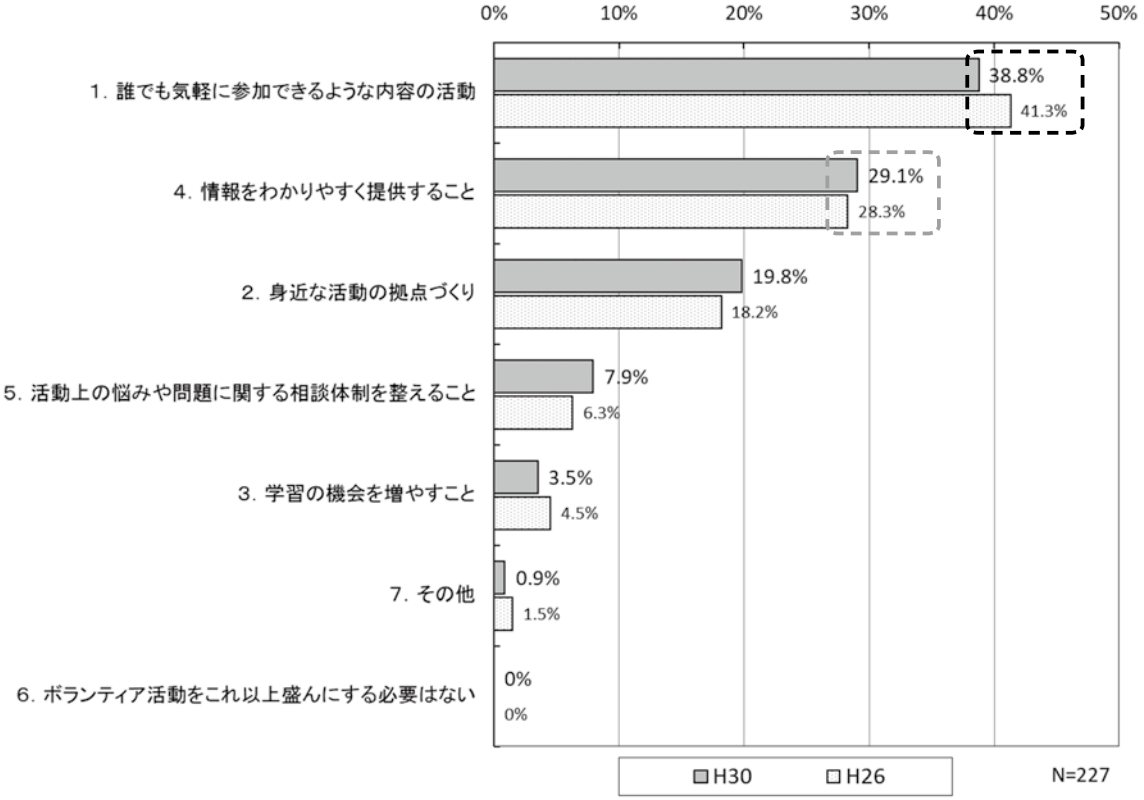

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
1．誰でも気軽に参加できるような内容の活動	88	38.8%	41.3%
4．情報をわかりやすく提供すること	66	29.1%	28.3%
2．身近な活動の拠点づくり	45	19.8%	18.2%
5．活動上の悩みや問題に関する相談体制を整えること	18	7.9%	6.3%
3．学習の機会を増やすこと	8	3.5%	4.5%
7．その他	2	0.9%	1.5%
6．ボランティア活動をこれ以上盛んにする必要はない	0	0%	0%
〈合計〉	227		

問23　福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、あなたの考えに近いものを２つまで選んで、番号に○を付けてください。

最も多い回答は、「地域の活動などを通じて学ぶ」であり、次いで「学校教育の中で学ぶ」「家庭の中で親から学ぶ」の順で続いています。

福祉を学ぶ場や機会としては、地域が最も重視されています。学校教育や家庭もこれに次いで多いものの、地域が福祉教育の主要な機会として、力を発揮すべき場であると考えられており、今後の福祉教育充実の方向性としても踏まえていく必要があると考えられます。

前回調査も同様の傾向にあり、継続した支援が望まれます。

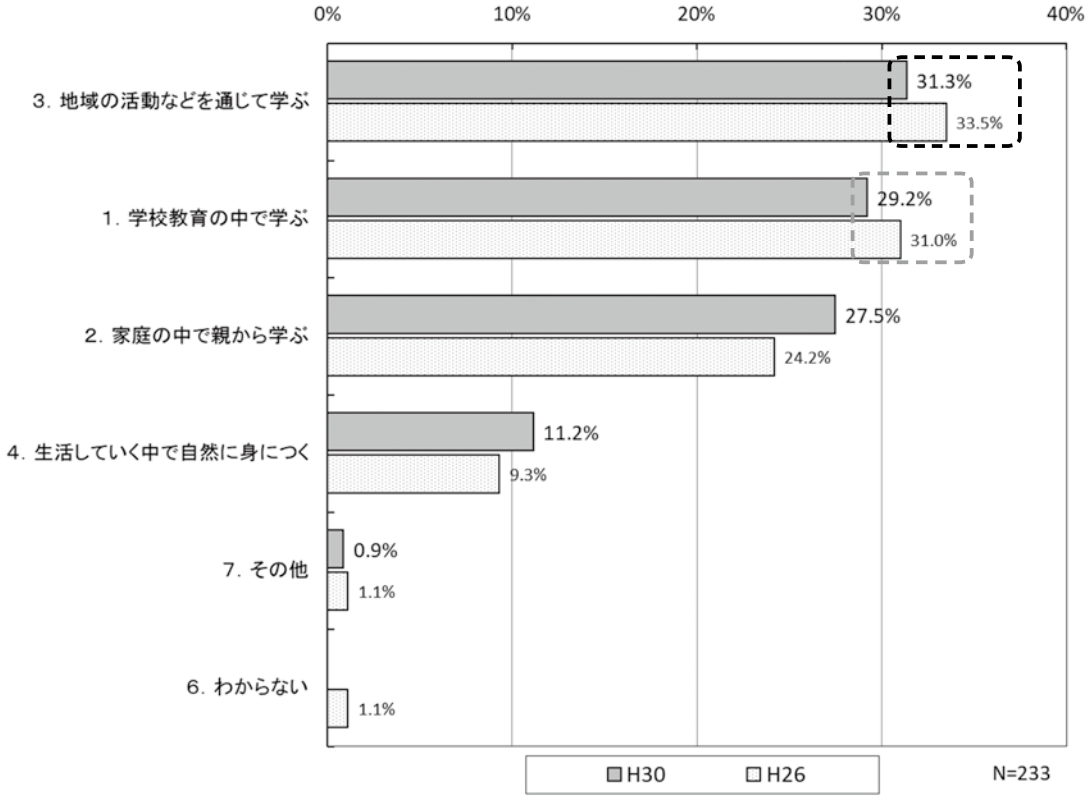

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）	H26（%）
3．地域の活動などを通じて学ぶ	73	31.3%	33.5%
1．学校教育の中で学ぶ	68	29.2%	31.0%
2．家庭の中で親から学ぶ	64	27.5%	24.2%
4．生活していく中で自然に身につく	26	11.2%	9.3%
7．その他	2	0.9%	1.1%
5．特に必要はない	0	0%	0%
6．わからない	0	0%	1.1%
〈合計〉	233		

【地域防災について】

問24 災害時の備えについて重要だと思うことは何ですか。いずれか１つに○を付けてください。

最も多い回答は、「１．自分や同居する家族の避難方法の確認」であり、次いで「２．日頃からの隣近所とのあいさつや声掛け、つきあい」となっています。

きめ細かな情報周知や地域支援に関する取り組みを望んでおられます。

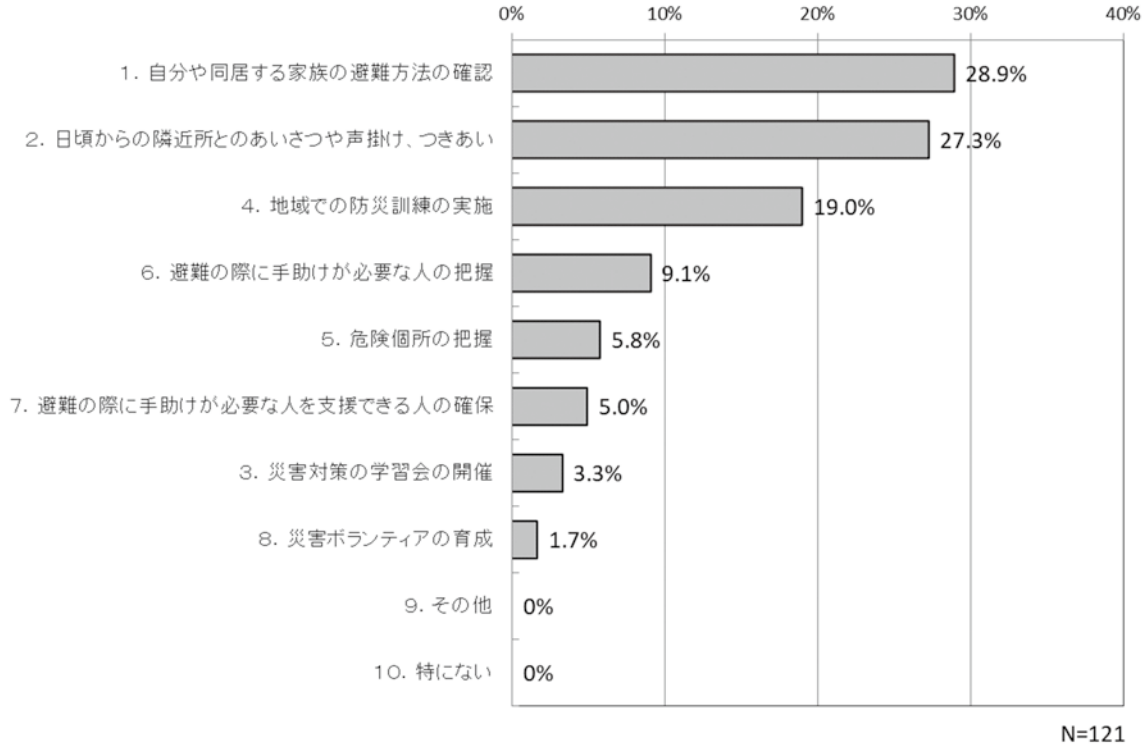

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）
1．自分や同居する家族の避難方法の確認	35	28.9%
2．日頃からの隣近所とのあいさつや声掛け、つきあい	33	27.3%
4．地域での防災訓練の実施	23	19.0%
6．避難の際に手助けが必要な人の把握	11	9.1%
5．危険個所の把握	7	5.8%
7．避難の際に手助けが必要な人を支援できる人の確保	6	5.0%
3．災害対策の学習会の開催	4	3.3%
8．災害ボランティアの育成	2	1.7%
9．その他	0	0%
10．特にない	0	0%
〈合計〉	121	

問25　次にあげる地域防災に関する取り組みについて知っていますか。次の（ａ）～（ｃ）のそれぞれについて、１～３のいずれか１つに○を付けてください。

「知っている」が最も多い項目は、「（ｃ）災害時要援護者登録制度」であり、次いで「（ｂ）災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ」「（ａ）自主防災組織」の順で続いています。

いずれも一定の知名度となっているものの、「（ｂ）災害時支えあいマップ（災害時要援護者支援マップ」「（ａ）自主防災組織」では、「知らない」という方もそれぞれ２割程度おり、機能や役割、使い方なども踏まえ、わかりやすく丁寧に周知し、十分な活用を促進していく必要があると言えます。

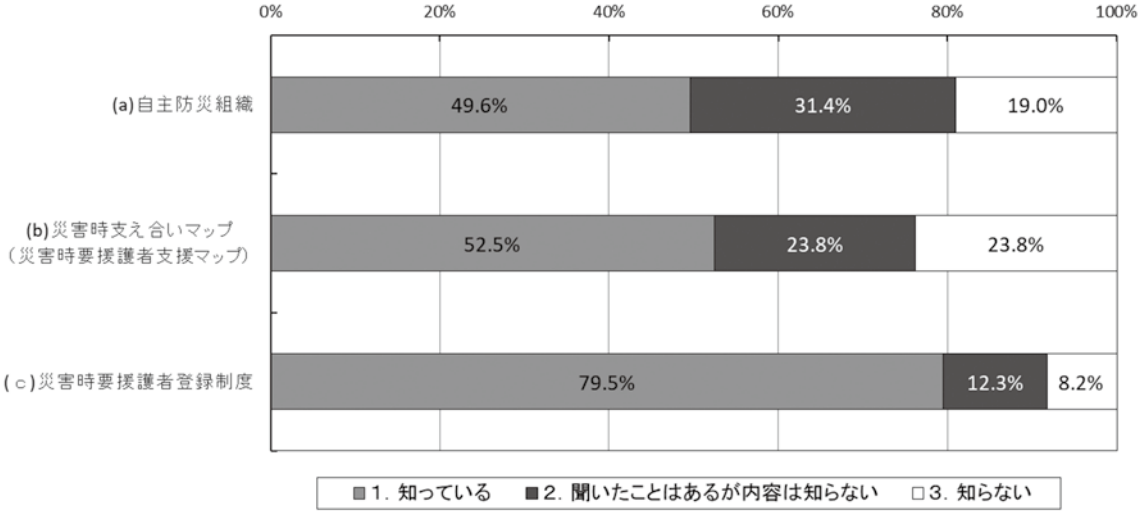

（ａ）自主防災組織		（人）	（%）
（各区の中に自主的に設置された防災組織で、各地区の実情に合わせた対応ができること、日頃から地域に密着した防災活動ができること等、地域防災の要となる組織であり、減災に多大な効果が期待されています。）	１．知っている	60	49.6%
	２．聞いたことはあるが内容は知らない	38	31.4%
	３．知らない	23	19.0%
〈合計〉		121	

（ｂ）災害時支え合いマップ（災害時要援護者支援マップ）		（人）	（%）
（道路、河川、危険箇所、避難場所等の情報の入った一定の地域範囲の地図に、隣組等の中で要援護者と支援者を事前に組み合わせる等行い、その関係を一定のルールで書き込んだマップ（地図）です。）	１．知っている	64	52.5%
	２．聞いたことはあるが内容は知らない	29	23.8%
	３．知らない	29	23.8%
〈合計〉		122	

（ｃ）災害時要援護者登録制度		（人）	（%）
（各区の中に自主的に設置された防災組織で、各地区の実情に合わせた対応ができること、日頃から地域に密着した防災活動ができること等、地域防災の要となる組織であり、減災に多大な効果が期待されています。）	１．知っている	97	79.5%
	２．聞いたことはあるが内容は知らない	15	12.3%
	３．知らない	10	8.2%
〈合計〉		122	

問26 災害時要援護者が災害時に迅速に避難できるようにするため、災害時要援護者への避難支援者を決め、避難経路を確認するなど、各区において避難支援体制の整備を進めています。この事業を通じてどのようなことを期待しますか。(○は主なもの２つ以内)

最も多い回答は、「近隣住民の支えあいや助けあい体制の確立」であり、次いで「防災に対する意識の高揚」「平時における見守り体制の強化」の順で続いています。

近隣住民のつながりを高めることが大きく期待されており、要援護者支援を通じた地域ぐるみの助け合い、支え合いへとつなげていくことが、大きな課題として捉えられています。

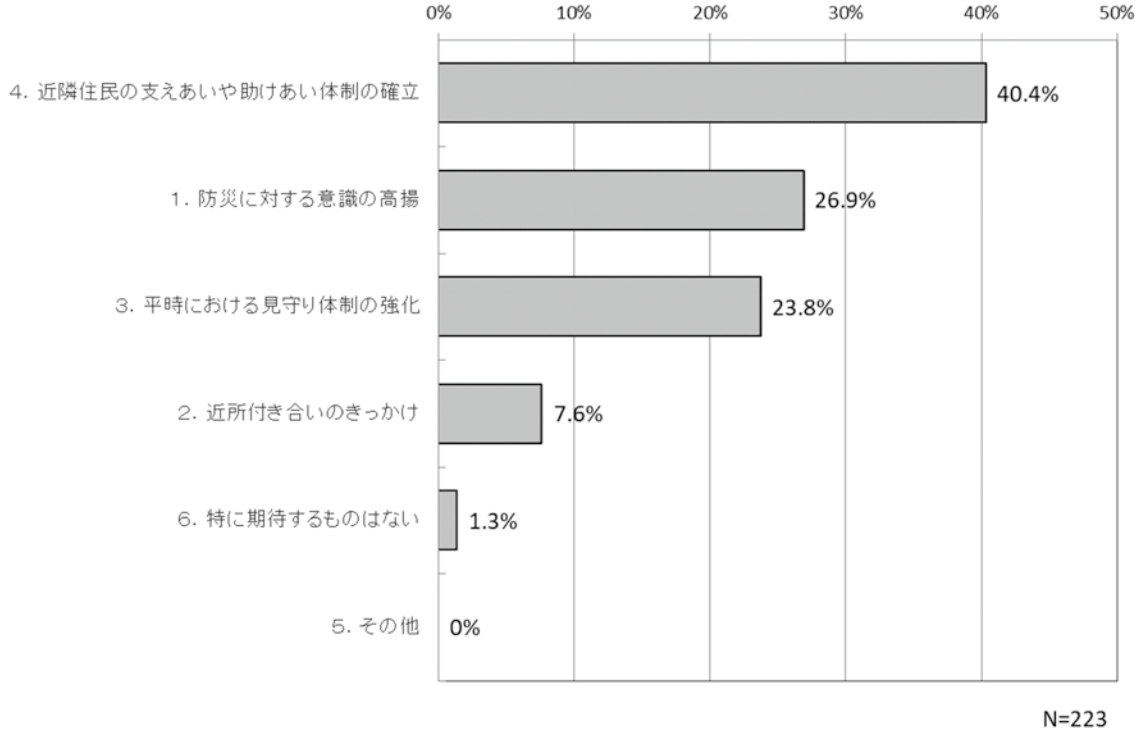

【複数回答】

	H30（人）	H30（%）
4．近隣住民の支えあいや助けあい体制の確立	90	40.4%
1．防災に対する意識の高揚	60	26.9%
3．平時における見守り体制の強化	53	23.8%
2．近所付き合いのきっかけ	17	7.6%
6．特に期待するものはない	3	1.3%
5．その他	0	0%
〈合計〉	223	

問27　最後に、住みよいまちづくり、地域福祉の向上のために、お考えやご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

●行政への意見

1	行政は何が何でも、地域に地域にと言っていますが、地域にその力はあるのですか。地域にその力がない。限界集落があるのではないですか。中野にはまだ力があると思います。力がある内にそういう所に目を向けて、キチッとした政策で進んでいけば、明るい将来を作っていけると思います。（男性）
2	まず、自分ー家ー地域の順で「できることはやる」を基本にすること。行政にすべて頼らない。一昔前は“向う３軒両隣り”、“遠い親戚より近くの他人”ですごしてきたことを、次世代の子どもらにしっかり継続していくことが大事。（女性）
3	人口減、高齢者増は数年前から言われているのに行政は何をしてきたのか？今さら対策をと言っても遅きに失する。もうどうしようもない、行政は何をしてきたのか？児童数減らしたから小学校を統合。児童増の施策は何をしたか？（男性）
4	住民による活動は大切だと思いますが、高齢化が進む中、徐々に活動している人が援護が必要になっていくことが目に見えています。市としての住民を支えるための具体的な組織づくりをして、共に進めれば良いと思います。高齢になった住民のみに任せないで市の力が必要な時代になってきていると思います。（女性）
5	小さな組織で行動を考えても思うように進まない。市と区が太い連携を持って、市全体の行動として統一的な考えで進むのがベターと思う。その方針にしたがって、それぞれの単位の組織が同じ考えで行動するのがよいと考えます。（性別不明）
6	個人情報に関する規制が厳し過ぎる。何でも個人情報にふれるから…といった感じが強い。（男性）
7	行政の縦割りの壁の高さがムダと矛盾を生じさせている。質問の中にも、教育（学校・社会・生涯）や子育てに関すること、福祉と人口問題等、縦割りできない内容があり、連携なくして充実なし。関係部署が一つのテーブルについて力を合わせることが重要。区長・民生委員・小学校統合委員等、経験させていただいている中で、各部の職員は自分の分担に精一杯で関係部署との連携が出来てない。大所高所からコントロールや調整をする方がいれば、もっと効率的で成果が出ると思います。中野市の少子高齢化のスピードを把握し、いつまでに何をという策を提案してほしい。福祉については社協との連携をもっと太くする。（男性）
8	私の住む区は、すぐ隣に防災広場ができました。私は25年度に区に対し、発災時の組織図等の試案を提案し、区の会議で説明し理解を求めました。旧中野市で一番の高齢化率、又独り暮らし高齢者も一番多いのが現状です。介護保険適用者、避難行動要支援者等の説明をしたのですが、今もって何の対策も無いのです。ほとほと弱りはて、３年前から地域は地域で守るんだという思いから、発災時に備え備品を格納するプレハブを一つほしいと区へお願いしたが、それもできていない。今ならインフラが止まっても対応ができるものが区民の寄付で集まる。中野地区に対策ができておる区は、東吉田区と西条区だけと思います。最近の関西方面の災害を報道で見て、これから何処にでもありえる災害と思います。行政もそんな小さなことにも目を向けて、ご支援を戴きたい。（男性）
9	自分のことは自力で何とかしていきたいと思うが、それが限界を越えた時どうするかをいつも考える。先ずは家族に頼りたいと考えている。住みよいまち、福祉の向上とは何を意味するのか。日頃もっと深く考えてみなければ、と思う。（女性）
10	年金生活者、高齢者の生の声を聞くことが大切である。実態を把握することが大切。（現場主義）（男性）

11	①一人暮らし・低所得者向けの住宅を考えてほしい。 ②最後まで人間らしい暮らし・生活を応援してほしい。 ③手を貸すのではなく最後まで自立できるような、そんな住環境を提供してほしい。 ④声を掛け合える地域にしたい。（女性）
12	避難時、歩行できない方の場合どうするか？（女性）
13	個人情報の問題があり、新しく入居してきた方の家庭内の事については情報が得にくくなっている。そのために何か良い方法があれば教えてもらいたい。（女性）
14	独り･二人暮らしの高齢者世帯の収入はごくわずかで、経済的貧困がすべての不安の根本にある。この先収入が増えることはなく、健康面では衰えていくばかり。福祉サービスの知識もない。病気になったら、ケガをしたら、ボケたらどうしよう。低所得の高齢者が、いつでも少ない費用で利用できる福祉システムが機能し、周知されれば不安の一部が解決されると思う。（男性）
15	なかなか難しい問題であり、個人では実際には手を出していませんが、その時になればできるのではないかと思っています。今までには火災等があり、近所・地域がまとまって行えたと思っています。（女性）
16	中野市に住んで良かったと思うような、中野市にしてもらいたい。（男性）
17	私の住んでいる地区は、地区でまとまって何かをやろうとすることが少なく、老人会もなく（20年前に消滅）マレットゴルフやお茶、お花、地域のサークルへの参加など、皆さんなりきにグループ毎、親戚毎行動しています。それはそれでいいのですが、若い人がまわりに住宅を建て地域に入りこんでいますが、若い人は二世帯住居は三世帯とものの見方・考え方もどんどん差があります。サロン等をつくり住民との交流はしていますが、若い人に引き継いで育てていきたいのですが、考え方は大差があります。この先サロンもどうなることやら。サロンを発足するのにも必死でした。これから中野市として、何をどうしたいのかの方針をしっかりさせ、地域ばらばらでなく（おらほはやっている、やっていない）ではなく、中野市の福祉の方向性をしっかり確立してもらいたい。（女性）
18	具体的にどのように動いたらいいかよくみえない。一歩踏みこめるような具体的対策が必要だと思います。（女性）
19	少子化対策に向けて、今現在通学しやすくするためにバス・ＪＲ他交通便を増やす。子どもが少ない、乗る人がいないので便を減らすことはやめてほしい。中野市内の学校、飯山、長野と通学･通勤しやすくしてほしいです。（女性）

●地域への意見

1	高齢者・障がい児者に対するプライバシーを必要以上に守ると、支援体制が後手後手に回ることが心配。（男性）
2	①行事などを通じて、近所のふれあいをもつ。 ②回覧板等の時、あいさつをしながら近所の状況を知る。 ③グループで活動して、地域の状況を知る。 ④老人クラブ等、活発にする。 ⑤趣味等に参加して楽しく過ごす。（女性）
3	何かをしてもらうことだけを求めていくことは限界があります。高齢者でも、子育て中でも、障がいがあっても、子どもでも、「やることができる」「感謝される」「認められる」、そうした場が充実していたらいいと考えます。そしてそれをすることが収入に結びつけられたら最高ですね。（女性）

4	お金さえあれば、自分は大丈夫、連体感あるいは他人事（ひとごと）とした生き方でなく、家庭生活が一番の学びの場。育ち、考え方の大切さを今見直して、良すぎる程の環境でなく、足りないことから世界視点で考えていく。生きる力の教育をしていくべきだと思う。（女性）
5	中野市は災害も少なく、おいしい農産物が手に入る住みよい町だと思っています。長くここに住む人たちの、外から来た者への受け入れがきついと思います。アパートも立派なものが安くできている、交通の便もまあまあのところなので、“よそ者”ととがった目で見ないで一緒に暮らすもの同士で助けあって暮らせる町にしたい。（女性）
6	日頃より近所にて声かけしあい、気持ちのよい付き合いができればうれしい。近所にいつでも集まれて話ができる場所があればいいなと思います。（女性）
7	昔のつきあい方と変わり、おせっかいに思われる方もあり、支え合いもむずかしくなった。日頃から親しくおつきあいをすることがいかに大切か、本音でかかわれる生活をもう一度考えていきたい。時にはおせっかいも必要では…。（女性）
8	近所の住民と支えあい助けあいの体制を、いつも心がけているよう思っています。（女性）
9	自由に集える喫茶サロンがあればと思う。行政主導ではなく、民間で作ることが望ましい。高齢者が積極的に社会参加できるボランティア活動の場が、地域で用意できればと思う。（女性）
10	地区単位を基本とした福祉施設（高齢者対象）の充実を図り、その地区住民により運営する（独立採算が原則）。特養的な施設があったら良い。私の若い時からの夢です。支えるも人間、支えられるも人間、助けを求められたら、助けてあげたいですネ。（男性）
11	学校教育の中で地域福祉の重要性を扱い、子どもの頃から意識を持たせる。（男性）
12	10年後に存続できている地域、組、班、区がどのくらいであるか考えること！（男性）
13	中野市は町部に住んでいる人には住みやすいが、村部に住んでいる人には生活しにくい所だと思います。なぜ過疎化になるのか、当たり前のことですが、それは生活しにくく住みにくいからです。年老いて免許返納を考えたとき、どうやって生活していくのか、近々の問題です。（女性）
14	①各地域には様々な学識（趣味も含む）をお持ちの方々が沢山居られます。この方たちが地域で生き生きと（有料ボランティアとして）力を発揮していただける場所作りができたら…と考えます。「放課後学童クラブ」のような形で公民館・寺院を使用し、地域の子どもを見守りながら書・ピアノ・読書・生け花（アレンジフラワー）・地域の歴史・学習（宿題）、時には地域子ども新聞の作成もし、係る皆で農産物も含めたフリーマーケット・ネイチャーゲーム・食事会もできるような形を立ち上げられればと思う。 ②このアンケートの集約や、意見をなんらかの形で知りたい。（行政の統計・参考にするだけでなく、意見に対する行政の考え方も載せてほしい）（女性）
15	小地域コミュニティの形成。地域住民が参加し、福祉コミュニティが活動するための拠点のさらなる整備化。（男性）
16	若い人が居ないので、この先が心配です。（男性）
17	中野市中心市街地である中野の街（まち）で一番困ること。高齢者で食料品を買うところがないため、日々聞かれます。望みたい、希望として町の活性化に伴い、お年寄りの方が買い物できる町にしていただきたい。高齢化社会に向けて高齢者の方が住みよいまちづくりに努力をお願いしたい。（女性）
18	住みよいまちづくり ①日常生活が楽に過ごせる（買い物、病院） ②楽しめる場所（小布施町のように散策したり、食事処） ③地域が明るく助け合う（よりよい近所付き合い、助け合い体制の確立、ふれあいサロン） 地域福祉 ①「人は人と生きてこそ人」という言葉があります。どんな社会でも（職場や家庭）認め合えばうれしいし、生きがいになる。 ②人格を認め、自分も相手も共に大切にする。話を聞いてもらえる人を作る。（女性）

19	地域の人が集まりやすい場所が必要だと思う。年をとると公民館に行きたくても遠い、坂のため歩いて行けない等あるのでは…。集まれる場所がある事で、地域の人とのふれあい・近所つきあいができてくるのではないか。一人暮らしの人、障がいの人だれもが参加できる地域ふれあいが必要だと思います。民生員さん年に４～５回、その場をつくって参加を求めていますが、遠かったり、足がなく参加できない人も多い。（女性）
20	60代の独居の人が増えている。今後の対応を地域全体で進めていかないと、不十分になることが心配される。（男性）
21	行政が一生懸命取り組んでいること、取り組もうとしている姿勢が良く分かります。が、色々視察等の経験から、地域全員無事だったを聞いてみると、人同士・地域（近所）同士お互い結びつくことが何より大切だと、しみじみ感じています。中野市でも危ないと感じる地域については、これでもかと思うくらい勉強会や訓練（子どもも、大人も、老人も、施設でも）を重ねに重ねて、命の大切さを教え込んでください。（女性）
22	災害時に本当に手助けが必要な人の把握と対策。介護が必要になったときに自分はどう生きるか考えておき、周囲はそれを尊重する。（女性）
23	多くの人々の支援をいただき今があると考え、深く感謝しています。（男性）
24	昔の中野天領直轄みたいで、市の公園・広場で行事や催し物を市民全体で盛り上がればと思う。（女性）
25	昨今、自分のまわりの人間関係やつき合いが希薄になっていることをひしひしと感じます。産まれた時から知っている隣の子、顔を見た時は挨拶をしていたが、結婚し子供がいたことを最近知って驚きです。また、すぐ隣の若夫婦はいつ間のにか引っ越ししていなくなっていた。年齢の違いだとだけで済むんでしょうか？災害時、連絡もとれないのではと心配です。昔ほど濃くなくても、若い人も懐を開いてほしいし、こちらもうるさく口出しするつもりはありませんので…。（女性）

中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会設置要領

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定された「中野市地域福祉計画」及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に基づく「中野市障がい者計画」の策定にあたり、必要な措置を講ずるため、中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討する。

(1) 計画の内容に関する事項

(2) その他計画の策定のために必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、委員20名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 住民代表

(2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者

３　市長は、前項第１号の委員を依頼するに当たっては、公募その他の適切な方法によって依頼するものとする。

（任期）

第４条　委員の任期は、依頼の日から中野市地域福祉計画･障がい者計画策定終了の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を各１名置き、委員の互選により定める。

２　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

２　委員長は必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項を別に定める。

附　則

この要領は、平成25年６月１日から施行する。

中野市地域福祉計画・障がい者計画策定委員会名簿

（敬称略）

役　職	氏　名	所属団体
委 員 長	髙木　幹男	中野市社会福祉協議会
副委員長	田中　　潔	中野市民生児童委員協議会
委　　員	丸山　　哲	高水福祉会
委　　員	野村　裕子	北信総合病院
委　　員	足立　　恒	佐藤病院
委　　員	花岡　欣二	飯山公共職業安定所
委　　員	井出　英樹	北信圏域障害者総合相談支援センター
委　　員	斉藤　勝彦	やまとサービスセンター
委　　員	清水　美鶴	ＮＰＯ法人ぱーむぽいす
委　　員	臼井　辰夫	中野市身体障がい者福祉協会
委　　員	千葉　　彰	中野市手をつなぐ育成会
委　　員	町田　圭子	中野市精神障がい者家族会
委　　員	大塚　一夫	中野市老人クラブ連合会
委　　員	宮澤　章仁	中野広域シルバー人材センター
委　　員	吉家　秀樹	中野市青少年健全育成連絡協議会
委　　員	涌井　純生	中野市ボランティア連絡協議会
委　　員	中村　幹夫	公募委員

第３次中野市地域福祉計画

作成者：中野市健康福祉部福祉課
作成日：2019（平成31）年３月